

令和6年第5回 飯豊町議会定例会会議録

令和6年9月5日 令和6年 第5回飯豊町議会定例会は、飯豊町役場議場に招集された。

◎ 出席議員は、次のとおりである。

1番	横山	清彦	2番	島貫	寿雄
3番	遠藤	純雄	4番	高橋	勝
5番	屋嶋	雅一	6番	舟山	政男
7番	松山	和好	8番	遠藤	芳昭
9番	高橋	亨一	10番	菅野	富士雄

◎ 欠席議員は、次のとおりである。

なし

◎ 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	後藤幸平	教育長	熊野昌昭
代表監査委員	伊藤毅	会計管理者(兼) 税務会計課長	上田信幸
総務課長	志田政浩	企画課長	鈴木祐司
住民課長	後藤智美	健康福祉課長(兼) 地域包括支援センター所長	伊藤満世子
介護老人保健施設 事務長(兼) 国保診療所事務長	渡部博一	農林振興課長(併) 農業委員会事務局長	舘石修
商工観光課長	山口努	地域整備課長	渡辺裕和
教育総務課長	後藤美和子	社会教育課長(併) 町民総合センター所長	竹田辰秀

◎ 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	色摩里香	議事室主査	井上由佳
事務助手	横澤吉和		

◎ 議事日程は、次のとおりである。

令和6年 第5回飯豊町定例会議事日程 [第3号]

令和6年9月5日

午前10時 開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 行政報告
- 日程第3 議案第66号 飯豊町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第67号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第68号 令和6年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第69号 令和6年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第70号 令和6年度飯豊町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第71号 令和6年度飯豊町訪問看護特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第72号 令和6年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第73号 令和6年度飯豊町萩生財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第74号 令和6年度飯豊町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第75号 令和6年度飯豊町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第76号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第14 認定第1号 令和5年度飯豊町一般会計決算認定について
- 日程第15 認定第2号 令和5年度飯豊町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第16 認定第3号 令和5年度飯豊町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第17 認定第4号 令和5年度飯豊町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第18 認定第5号 令和5年度飯豊町訪問看護特別会計決算認定について
- 日程第19 認定第6号 令和5年度飯豊町介護老人保健施設特別会計決算認定について
- 日程第20 認定第7号 令和5年度飯豊町下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第21 認定第8号 令和5年度飯豊町萩生財産区特別会計決算認定について
- 日程第22 認定第9号 令和5年度飯豊町豊原財産区特別会計決算認定について
- 日程第23 認定第10号 令和5年度飯豊町添川財産区特別会計決算認定について
- 日程第24 認定第11号 令和5年度飯豊町豊川財産区特別会計決算認定について
- 日程第25 認定第12号 令和5年度飯豊町中津川財産区特別会計決算認定について
- 日程第26 認定第13号 令和5年度飯豊町水道事業会計決算認定について

日程第27 報告第11号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

(議長 菅野富士雄君) (午前10時00分 開会)

おはようございます。

令和6年第5回飯豊町議会定例会第3日目であります。

暑いようですので、上着を取ることを許可いたします。

議員各位には円滑な議事運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。

本日は傍聴の方も見えられております。早朝から誠にご苦労さまです。傍聴の皆様には、皆様の代表であります議員の質問、意見、提言等の内容をお聞きいただきたいと思ひます。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますのでここに成立いたしました。

直ちに会議を開きます。

本日の会議は、あらかじめお手元に配付しております議事日程により進めてまいります。

なお、議案等の採決の際、挙手または起立しない議員は反対とみなしますので、ご承知おきいただきたいと思ひます。

《 日程第 1 》

諸般の報告を行います。

お手元の配付資料をご覧くださいと思ひます。

6月定例会終了後の報告をいたします。

1番目、6月17日、第38回米坂線整備促進期成同盟会総会が小国町おぐに開発総合センターで開催され出席してまいりました。

飛ばしまして5番目、7月6日、飯豊連邦山形県側2町合同山開きが日大杉登山小屋で開催され、安全祈願、玉串奉奠の神事を行い、今年1年事故のない登山となるよう山岳関係者とともに安全を祈願してまいりました。

次のページになりますが、下段でございます。12番目、11番目もそうなんですけども8月22日から23日にかけて、山形県、岩手県、秋田県の合同町村議会議長・事務局長中央研修会が東京都の全国町村議員会館で開催されて参加してまいりました。2日目には、県関係国会議員との懇談会が東京都のグランドアーク半蔵門で開催され、置賜地方町村議長会よりはJR米坂線全線復旧に関する支援についての要望を提案してまいりました。また、7月25日の山形県豪雨災害による早期復旧へのさらなる支援についての要望が戸沢村、鮭川村、遊佐町の各議長からありました。懇談の中で私も時間をいただき、今後の減災の観点から治山治水事業の必要性、そして早期復旧へ取り組むために国県との連携調整の支援について要望してまいりました。

以上、諸般の報告といたします。

《 日程第 2 》

行政報告を行います。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

それでは、私から6月定例会以降、直近までの行政報告を申し上げます。

まず1ページ、総務課関係のうち総務財政室について人事関係。令和6年度の職員採用試験(上級試験、上級土木、看護師)について試験を行いました。応募者は上級行政が4名でしたが、1次試験、2次試験とも通過した後、実質採用に至る者は今回はございませんでした。報告を申し上げます。

次に町長の主な会議等の出席状況については記載のとおりでございます。

なお、7月5日、令和6年度山形県町村教育長会議が第53回定期総会が本町で行われ、ご挨拶申し上げたところでございます。

次ページの中段、株式会社デンソー山形創立50周年記念の式典が長井市において開催され出席してまいりました。それから7月28日、東京都において第63回東京飯豊会総会が開催され、多くの方々でにぎわったところでございます。8月3日、小白川公民館におきまして、小白川地区の復興祈念植樹式典が行われ、たくさんの方々が参加して復興の記念植樹を行ったところでございます。8月5日、白川荘において中津川診療所の先生を囲む会、豊野 充先生を囲んで先生のご活躍にご慰労を申し上げたという行事がございました。そのほかの件については、ほかの課からの報告と重複しますので割愛させていただきます。

4ページ、防災管財室につきましてご報告を申し上げます。

令和6年7月25日の大雨に係る災害対策の連絡会議です。これは、連絡会議を7月26日9時に設置いたしまして、管理職会の開催に対応して対策を講じているところでございます。そのほかは記載のとおりでございます。

次ページ、企画課関係のうち総合政策室についてご報告を申し上げます。

中段上から5行目、令和7年度飯豊町重要事業要望説明会が置賜総合支庁長に対して行われたところでございます。6月25日、それから6月27日、町民総合センターにおいて令和6年度第2回飯豊町区協議会長会が開催されて、これからの重要事業などについて打合せを行ったところであります。7月1日、置賜総合支庁におきまして、支庁長へ令和7年度の置賜総合開発協議会の重要事業要望を実施したところでございます。

次に、7月4日、5日においては東京都での飯豊町議会運営委員会が山形県選出国會議員へ

の要望に町からも立ち会ったところがございます。7月26日、27日は町内でNPO法人「日本で最も美しい村」連合2024年度現地学習会が本町で行われたところがございます。全国から多くの方々が参加して、最高ランクAランクに輝いた本町の様子をご覧になったところがございます。また8月9日、10日には、東北SDGs未来都市サミットinこおりやま広域圏ということで実施されたところがございます。福島県郡山市で行われました。

次ページはDX推進室について報告をいたします。

DX関係の事業が現在着々と庁内において進行している旨がお分かりになるかと思いますが、特に6月22日、西部地区公民館において手ノ子地区地域づくり座談会が開催されておりますのでご覧いただきたいと思います。

次ページ、住民課所管のうち住民室について。

まず人口動態については、表に掲げられたとおり依然として出生よりも死亡が多く、転入よりも転出が多いという傾向から脱しきれておりません。月末の人口数は記載のとおりでございます。僅かながら減少していると。マイナンバーカードの保有状況については記載のとおりでございます。

次ページをお開きいただき、生活環境室につきましては、6月17日、上から2行目、小国町において第38回米坂線整備促進期成同盟会の総会が開催されたところがございます。また恒例の令和6年度“明るいやまがた”夏の安全県民運動の出発式、長井地区の出発式が、めがみの里観光物産館で開催されて、今年度の無事故、無災害を祈ったところがございます。8月2日、4日については、飯豊町町民総合センターにおきまして地球温暖化対策実行計画に関する町民説明会を延べ2回開催したところがございます。

次に、次ページの税務会計課につきましては、初めに税務室からご報告を申し上げます。

令和6年度の町税等の当初賦課状況について表に掲げられたとおりでございます。三角が多いように見受けられますが、個人町民税について定額減税の実施ということで減っている、また国民健康保険税については、所得割対象額、被保険者数、両方の減少に応じて比較的大きな金額が減少しているということがございます。

次に、次ページ10ページ、健康福祉課のうち福祉室・地域包括支援センターについてご報告いたします。

令和6年度新たな非課税世帯等物価高騰緊急支援給付事業が実施されました。対象世帯が82世帯、支給件数が45世帯ということで450万円、1世帯当たり10万円を支給したところがございます。

次に、主な会議・行事等の状況のうち下から3行目、7月18日、飯豊町町民総合センターにおきまして令和6年度飯豊町戦没者追悼式、慰霊祭が開催された、実施されたところでございます。

次ページ、子ども家庭健康室につきましては、こども家庭センター関係について母子手帳の交付件数が3件と記載されておりますが、1月から直近まで3名も含みまして10名の累計ということで、依然として出生数の小規模な水準で推移しているということがお分かりになるかと思っております。非常に心配をしているところでございます。

12ページ、介護老人保健施設、国民健康保険診療所、そして訪問看護ステーションについて。

介護老人保健施設関係。初めに美の里の利用状況。5月から7月までの間は以上のようになっております。国民健康保険診療所につきましても、ここがございますとおり、おおむね月400名程度、中津川診療所は200名弱ということでご利用いただいているというところでございます。訪問看護ステーションにつきましては、記載のとおりでございますのでご覧いただきたいと思っております。

次に14ページ、農林振興課所管についてご報告いたします。

農業振興室について。日本通運、現在ではNXホールディングスと社名が変わりました。森林育成活動夏ツアーが6月15日、本町において43名の参加の下にブナの周辺の下草管理などしていただいたという事業がございました。第36回いいで黒べこまつりが7月6日、いいでどんでん平ゆり園で大勢の皆様の参加で行われました。あと地域計画策定委員会がこのとおり6月から8月まで各地区ごとに開催されて、これからの農業の将来設計についていろいろと協議をしているという状況でございます。

主な会議・行事等の状況については、とりわけ恒例であります転作互助会なり農業振興協議会なり産米改良協会や鳥獣被害対策協議会、各協議会が開催されておきまして、今年度は大幅な米価の高騰ということで久しぶりに好景気に沸く農村の状況ということが期待されているところでございます。

次ページの15ページにつきましては、下から6行目、令和6年度飯豊町認定農業者協議会の総会がめざみの里観光物産館で開催されました。8月7日でございます。

次に17ページ、農林整備室についてご報告をいたします。

農林整備室の主な会議・行事等の状況は記載のとおりでございます。工事業務委託等の発注の状況も記載のとおりでございますのでご覧いただきたいと思っております。

次に商工観光課。19ページをご覧いただきたいと思っております。

産業連携室については、永年勤続優良社員表彰式並びに町内新規就職者の激励会が行われました。7月3日、大勢の参加の下に行われたところでございます。7月25日、町民総合センターにおいて電動モビリティ地域共創コンソーシアムの総会と講演会が行われたところでございます。

次に、観光交流室につきましては、本年度の建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰で不肖私が、これまでの白川ダム関係の整備促進協議会としての功労ということで大臣から表彰をいただいたところでございます。

次に、主な会議・行事等の状況につきましては、7月6日、令和6年度飯豊連邦山形県側の2町合同山開きが行われました。先ほど議長からの報告と重なります。それから7月22日、白川荘において、白川荘及びなかつがわ農家民宿組合の日本ファームステイ協会の品質認証を取得したと、向上支援制度認証書のお披露目会がございましたのでご報告をいたします。そのほかは記載のとおりでございます。

次ページ、地域整備課建設室については、7月7日、きれいな川で住みよいふるさと運動、各地区の皆さんのご参加の下に開催されました。工事業務委託等の発注状況については、ずっと次ページまで掲げられております。いずれも災害復旧工事で非常に多額の金額の工事が記載されておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

次ページもそのようなことでございます。

そして25ページ、上下水道室について。

令和6年度第2回平野地区の地区長会に6月13日参加しております。中浄水場の取水の継続的な水の採水について、平野地区と常に協議を持って安定した採水ができるように努力しているところでございます。そのほかは記載のとおりです。

住宅政策室について、27ページ。本年度の空き家対策検討委員会なり対策協議会が7月16日、19日と役場内で開催されているところでありまして、空き家の発生がなかなかやはり縮小しないということで頭を痛めているところでございます。

次ページ、町民総合センターのまちづくり室については、7月6日、7日と第15回めざみの里カンタートが開催されました。

教育総務課関係について。教育振興室につきましては、中学生の活躍の様子が記載されておりますのでご覧いただきたいと思っております。

会議・行事等の状況につきましては、7月12日、第1回飯豊町総合教育会議が開催されております。義務教育学校の関係などについて活発な議論がなされているという状況でございます。

町の町営学習教室、いいで希望塾の開塾式が7月28日行われましたことをご報告いたします。
また、8月6日、7日は、いいで子ども大学が県立米沢栄養大学の学生の方々のご協力の下に開催されて実施されております。

次ページ、義務教育学校の準備室については、先ほど申し上げたとおり、総合教育会議などを頂点としていろいろな協議が進められているところであります。

最後、社会教育課についてご報告いたします。

生涯学習振興室につきましては、8月15日に令和6年度の飯豊町二十歳のつどいを町民総合センターで実施いたしました。参加者は42名でございました。そのほか会議・行事等の状況については記載のとおりでございますのでご覧いただきたいと思います。

私から直近までの行政報告をさせていただきました。

(議長 菅野富士雄君)

以上で行政報告を終わります。

《 日程第 3 》

議案第66号 飯豊町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題になりました議案第66号 飯豊町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴って、所要の規定の整理を行うため、本条例の一部改正を提案するものであります。

内容につきましては、令和6年12月2日から現行の被保険者証が廃止されることに伴って、国民健康保険法第9条第3項及び第4項に定める保険料を滞納している世帯主に対する被保険者証の返還を求める規定が削除されることから本条例の一部を改正するものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第66号 飯豊町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第66号 飯豊町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

《 日程第 4 》

議案第67号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算(第4号)

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第67号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に2億5,518万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ77億9,991万1,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容につきましては、令和6年7月の大雨により被災した道路橋梁災害復旧に係る業務委託料4,855万円、農地等災害復旧に係る業務委託料3,225万円、林道災害復旧に係る委託料2,340万円、農地等災害自力復旧支援事業費補助金2,000万円、飯豊町地域医療支援事業補助金3,000万円、マニアスプレッダ整備に係る国内肥料資源利用拡大対策事業補助金1,710万5,000円を追加等するものであります。

歳入の主な内容につきましては、前年度繰越金9,149万4,000円、町債5,500万円、県支出金

3,608万3,000円、地方交付税3,312万円、繰入金2,180万9,000円などを追加するものであります。

そのほか、債務負担行為の追加が3件及び地方債の変更が3件でございます。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。4番 高橋 勝君。

(4番議員 高橋 勝君)

それでは、今回の補正予算内には多くの補助事業があります。特に今回初めてと思われる補助金について交付要綱の中身を伺いたいと思いますが、補助金の交付要綱の作成は予算の可決後に起案して決裁をもらうという流れと理解しております。現在の仕組みでは交付要綱を議会がチェックできる仕組みにはなっていないので、現時点で交付要綱の案というのは持っているものと理解しておりますが、その案も含めて回答いただければと思っております。

4つほど伺います。

まず第1点、ページ13ページになりますが、2款1項7目の地域おこし協力隊、空き家改修の補助金100万円、これ企画課ですかね。これも私16期、まあ17期ということで今5年目なんですけど、これも今まではなかった補助事業だなと、補助金だなと理解しております。ですので、交付要綱の案をお持ちだと思いますので、この案の特に補助事業の内容と目的、この空き家改修の補助金の内容と目的を伺いたいと思います。

まず2点目。そしてページ19ページになります。地域医療支援事業補助金3,000万円ということで健康福祉課になると思います。こちら初めての補助金になりますので、交付要綱の案として内容をお聞きしますが、特に補助対象経費について伺いたいと思います。補助対象経費とは、原則的に事業の実施に必要な経費のことと私は理解しております。全協で説明があった医療体制を維持するための経費全般というような抽象的な表現は削除が妥当だと思われそうですが、前回の全協で説明と変わりはないのかどうかをお聞きしたいと思います。

あと2点あります。

これは補助金の交付要綱の中身ではないんですが、ページ22ページ、どんでん平ゆり園公園管理運営事業費180万円は商工観光課になると思うんですが、全協では備品購入ということで

電気柵の30万円ということだけ説明がありました。今回の予算書では業務委託料100万円、工事請負費5万円、50万円ですか、も合わせて計上されております。全協の説明と増額になっているというようなことですので、この間どのような経過があって、この金額が増額計上されたのか説明いただきたいと思います。

4つ目、最後になりますが、ページ29ページ、自力復旧の支援事業、これは2,000万円ということで農林振興課になります。こちらも全協で説明ありました。補助率3分の2で、3分の1、申請者の負担が3分の1と説明あった中で、議員の中からはこの3分の1に対して高くないのではないのかと、もう少し支援をしたらどうかという提案があったところ、担当課はこの負担割合については再度検討するという答弁をいただいておりますので、その結果どのようになったのか、いわゆる3分の1なのか、もう少し申請者の負担が減ったのかどうか、その比率をお伺いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

高橋議員の1点目の地域おこし協力隊空き家改修補助金についてご説明いたします。

任期満了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費に対して助成するといった制度になります。退任後も本町で引き続き活躍していただきたいということでの支援の1つということで今回100万円を追加させていただきたいということで考えております。

内容につきましては、隊員自身が住宅を、空き家を取得するということが前提になりますけれども、その住宅の安全性、居住性を維持向上させるための必要な改修、例えば、駆体の部分、屋根、柱、床、土台、基礎でありますけど、そういったものの改修補強工事から、トイレ、浴室の改修、あとは断熱等々でサッシ等の交換が必要であればそういった経費など住宅、住環境の整備に対する費用に対して助成をしたいと考えているものでありますので、ご了解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

それでは、高橋議員の質問にお答えいたします。

飯豊町地域医療支援事業補助金の要綱についてというところですが、今案を作成しているところでございます。

補助対象経費につきましては、大きく5つの項目として挙げさせていただいております。1つ目は、地域医療を行うための医師の配置に関わる経費、それから医療機器の購入及び更新及び情報通信費用に関わる経費、3番目、看護師の雇用並びに委託の受入れに関わる経費、それから4つ目として移送車の運行に関わる経費、あと5つ目として医療機器リース料、それから医療品等の仕入れ料、光熱水費の経常経費について安定した経営、雇用、医療の提供のために特に必要と認められる経費とさせていただきたいと思っております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

次は、山口商工観光課長。

(商工観光課長 山口 努君)

高橋議員のご質問にお答えいたします。

どんでん平ゆり園公園管理運営事業費の内訳のことに関してのご質問でした。業務委託費100万円につきましては、7月25日の豪雨により園内に柳沢のほうから土砂が流入してまいりましたので、こちらの撤去費用というようなことで全協でもお話をさせていただいたところでもございました。

続いて、工事費50万円でございますが、ゆり園が建設され相当な年数がたっております。下水道の污水管に木の根っこが入り込みまして污水管が目詰まりするというようなことになりましたので、そちらのルート替えをするというようなことで、污水管の布設替えをするというようなことで、このたび計上をさせていただいたところでございます。

備品購入費につきましては、説明したとおり電気柵の購入ということで必要経費というようなことで計上したところでございます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

館石農林振興課長。

(農林振興課長 (併) 農業委員会事務局長 館石 修君)

4番 高橋議員のご質問にお答えしたいと思います。

農地等災害自力復旧事業についてご質問いただきました。こちらにつきましては、県の事業となっております災害等が発生した場合に制度化される事業ということになっております。県の補助事業的には、県が3分の1、町が6分の1、あとは農家負担が2分の1ということで、そういったスキームになっておりますが、なかなか農家の方の負担が大変だということで町で

少し上乘せさせていただいて、県3分の1、町3分の1、農家負担3分の1ということで、前回、全協でご説明をさせていただきました。ただ、高橋議員からもお話ありましたとおり、やっぱり農家負担が大変だということもありまして、もう少し補助率上げれないかということの話をいただきましたので、今現在、要綱の作成について検討しているところでございます。その中で個人負担ゼロというのはなかなか難しいことでもありますので、6分の5を補助させていただいて個人負担6分の1でできるようにということで、今最終調整中でありましてご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

高橋 勝君。

(4番議員 高橋 勝君)

それでは再質問させていただきます。

まず、第1点の企画課の改修補助金なんですが大変喜ばしいことだと思います。地域おこし協力隊として飯豊町に赴任していただいて、その後、飯豊町に籍を移して住んでいただくというのは大変町としても結構かなあとっておるわけなんですけど、この100万円ですね、100万円という金額。私、今手元に飯豊で幸せになる条例があるんですけど、住宅取得奨励金あります。住宅新築、住宅を新たに新築して購入する人に対しての奨励金30万円です。これに加算金加わっていくんですけど、やはりこういうのと比べてしまうと、大変うれしいことなんですけど、この100万円という金額が妥当なのかどうかというのが、なかなか説明をしてもらわないとこの100万円が妥当かどうか判断できません。この条例を利用して新築された方も町内に決算書を見ると昨年も何件もいらっしやいました。そういう中で30万円と空き家改修で100万円というのはちょっと、この金額の差というのはどうなんだということがあるものですから再度、内容は分かりましたので、この100万円について算出根拠をお聞かせください。

あと2番目の地域医療の補助金なんですけど、今説明あったとおり交付要綱、これは交付補助対象経費、全協で8月21日に説明あったのとまるっきり同じだと思っております。この補助金でやはり一番心配されている5番目の項目ですね。5番目に発言がありました、特に必要と認めるいろいろというような項目ありましたが、一番心配されているのは赤字補填、金額もうちらにはデータとして提示されておりますが、赤字補填に使われる、使える要綱になっているのではないかと、併せて1回だけでは済まないのではないかとという心配があります。これを、しかもプラス補助金交付後に残念ながらクリニックが閉じてしまいましたということもあるのでは

ないかという、この3つが心配しています。

ですので、しっかりと要綱に、このまま使えるかは別としても、赤字補填には使わない、今回限りとするという項目をしっかりと交付要綱に明記していただきたい。そうしないと、ずるずるずるずる、1回という保証もない、そして赤字補填に使える、簡単に言うと今の要綱では使える要綱になっていると思いますので、しっかりと要綱に明記する、記載するというものが重要だと思っております。簡単に言うと、さっきの5つ目の要綱、補助対象の経費の要綱が、やはりそこが赤字補填に使える要綱になっているのではないかと理解してしまいますので、そこは削除してしっかりと赤字補填に充てないということにさせていただけるのかどうかを再度お聞きしたいと思います。

あと③に関しては了解しました。

④に関して、6分の1で今調整中ということですが、令和4年、2年前にも同じような補助金がありました。私も被害田んぼありましたので使わせていただきましたが、その4年前と6分の1というのは同等なのかどうか、そこだけ確認させてください。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

4番 高橋議員の再質問にお答えします。

地域おこし協力隊の、各自治体で取り組んでおりますけれども、そういった自治体に対して、国では、募集の段階から活動期間中、そして任期満了後ということで様々な支援措置、特別交付税措置をしておりますけれども、飯豊町としては退任後なかなかそちらのほうで不十分であるということで、今回、空き家改修補助金ということで新たに設けさせていただきました。

先ほど幸せになる条例との100万円と30万円の違いということございました。そちらで100万円の根拠としましては、退任後、起業、事業承継に要する経費として、国では一応上限100万円をとることがありました。それに倣って空き家改修も今回100万円を上限と考えてきたわけでありまして、そこでの調整が必要なのかなあとということご指摘ありましたので、上限をちょっとどうするかについては検討させていただきたいと思っておりますけれども、こちらの補助金で協力隊が今後活動しやすい環境整備というのを進めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

ただいまの高橋議員の再質問にお答えいたします。

5つ目にお答えしました医療機器リース等もろもろの経費ということで、通常経費についてというところが赤字補填に使われるのではないかとおっしゃられましたけれども、あくまでも要綱の中では経営、雇用、医療の提供のためにと限定させていただいて表現をさせていただきますので、赤字補填というところはもちろん、そこに使うということは、表現はもちろんしませんし、あとは、1回だけでは済まないのではないかというお話はあったんですが、あの後もいろいろ、さゆりクリニックさん、それから荘内銀行さんともお話をさせていただきましたけれども、取りあえず今回まず3,000万円を1回補助していただいて頑張れるところまで頑張るというところを話いただいたところでした。

荘内銀行さんも、今回、町からの支援があれば一緒にコンサルの方も入っていただいて経営の見直しというところを行っているわけですので、そちらで再度10年スパンでアドバイスを受けながら、医療の経営というのは大体10年スパンで経営を見通すものだということでお話がありましたので、そちらのほうで再度、新たな体制で今動き出しているというところもありますので見積りをし直したところ、大体7年目ぐらいから収入と支出の中で黒字に転じてくると、7年目ぐらいからというところが見えてまいりましたので、そういったところも銀行さん、山銀さんと荘内銀行さんも関わっていらっしゃると思いますので、経営を、状況を見ながら、支援を町としてもしていきたいなと思っているところです。なので、補助金をまず投入して、すぐさゆりクリニックさんがなくなるのではないかという心配されるのではないかというようなところもあったんですが、そこはそういうふうにならないように荘内銀行さんやコンサルの先生方とよく煮詰めながら町も協力して経営の改善に努めさせていただきたいと思っております。

要綱に記載するかどうかというところは、赤字補填ではないよというところと、1回だけやったよというところをあえて記載するかどうかというところはまた検討させていただきますけれども、中身としては、あくまでも医療体制の提供のためにというところを書いてありますので、赤字ではないよというところは、赤字補填ではないよというところは見て分かるかと思えます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

館石農林振興課長。

(農林振興課長(併)農業委員会事務局長 館石 修君)

4番 高橋議員の再質問にお答えいたします。

自力復旧事業の前回との自己負担の比率の関係でご質問いただきました。令和4年8月豪雨の際にも自力復旧事業を行っておりまして、その際は広域的に大規模な災害だったということもあって農家負担ゼロで実施をしております。ただ今回については、大きな災害ではあったんですけども、ある程度やっぱり個人負担もしていただく必要があるだろうということで、6分の1負担ということで今現在調整をしているところです。

以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

高橋 勝君。

(4番議員 高橋 勝君)

それでは、3回目ですので最後になります。

それでは、健康福祉課だけに再度、再質問いたします。頑張れるところまでまず頑張るといようなお言葉をいただきました。あとそれと、私たちやっぱりこの説明を受けた医療体制を維持するための経費全般となると、つくったほうは赤字補填にはならないだろうというようなことであつてらっしゃると思うんですが、受け取るほうはそのまま受け取ってくれますかという心配があるんです。ですので、心配事がある項目はやはり削除をして、すっきりとはっきりとした要件で出すのが補助金の要綱ではないかと思っておりますので、ここの削除をやっぱり明言していただきたいと思っております。

あと財源的に、今本当に災害等で大変だということ、やりくり大変だということ、いろんな場面で聞いております。一般財源から今回3,000万円ということで、大変、財政的にもやっただというところあると思います。そして、昨日の遠藤議員の一般質問には、新しい学校の話まで出てきているということで、本当に今いろんな喫緊の財政の課題が山積しているということで、この3,000万円、今回1回は出せるけど、本当にこれまたお願いされたら、2回、3回も出せるようなお金になっているんですか、これ。ここが、まず財政のほうにも最後お聞きしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

じゃ、まず伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

それでは、高橋議員の再質問にお答えいたします。

5番に関しては、医療機器のリース代とか医療品の仕入れ料、光熱水費も含まれております

ので、そちらについては残させていただきたいなと思います。

あと紛らわしいような使われ方というか、そこが、そういったところがあるとすればそちらのほうは削らせていただきたいと思います。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

4番 高橋議員のご質問にお答えをいたします。

財源としましては、一般財源ということで前年度繰越金を充当しているという形になっておりますけれども、伊藤課長からありましたとおり1回限りという、まずはそういった話でありましたので、今回については前年度繰越金を充当させていただいたというところで、本当に議員おっしゃるとおり厳しい財政状況がありますので、なかなか継続したというところは難しいのかなというのは認識しているところであります。

(議長 菅野富士雄君)

ほかに質問ございませんか。1番 横山清彦君。

(1番議員 横山清彦君)

それでは、私から2点お尋ねをします。

補正予算書の13ページ、説明資料の3ページです。2款1項10目の交通安全対策費の赤色回転灯整備に係る工事請負費等の追加ということで41万5,000円計上されておりますけれども、この工事請負先と修繕内容をお尋ねします。

あともう一点、補正予算書の25ページ、説明資料が7ページになります。9款1項3目の消防施設費、国道113号線道路改良工事に伴う消火栓移設に係る工事請負費の追加ということで864万6,000円計上されておりますが、この移設する消火栓の個数と移設場所をお尋ねしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

後藤住民課長。

(住民課長 後藤智美君)

1番 横山議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほどのお話のありました赤色回転灯等の工事費の追加分ということで41万5,000円ほど、こちらの内容につきましては、修繕費に13万円、工事請負費に28万5,000円ほどを予定してお

ります。

修繕につきましては、カーブミラーの修繕1基、また赤色回転灯の修繕1基ということで修繕は見ております。また工事請負費につきましては、回転灯2基を整備したいと思っております。その設置の工事費になっております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

1番 横山議員のご質問にお答えをいたします。

補正予算書25ページ、9款1項3目消防施設等整備事業の工事請負費についてのご質問でございました。現在、国道113号線の歩道整備工事を進めているわけでありましてけれども、その歩道沿いの消火栓が工事の支障となるというようなことで移設を計画しているところであります。手ノ子地内の荻地内2か所と向原地内1か所というようなことで、近隣の場所に移設をするという予定で現在準備を進めているところであります。

以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

1番 横山清彦君。

(1番議員 横山清彦君)

交通安全対策費のほうですけれども、新規のカーブミラー1個、あと回転灯の修理が1基、あと新設で2基ということでお尋ねをしましたが、町内にこのカーブミラーとか、回転灯というのはどのぐらいあるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

あと消防施設費の整備事業の件ですけれども、3か所ということですね。それは了解しましたが、道路拡幅、ルートも変わったんですけれども道路の幅自体も変わったということで、私あそこ毎日のように通りますので見ておるんですけれども、拡幅になった部分に関しては消火栓かかってないんですよ、ぎりぎり。今課長おっしゃったように工事に支障が出るための移設だというようなことなんですけれども、移設しないとやっぱり工事というのはできないんですかね。その辺もちょっとお尋ねしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

後藤住民課長。

(住民課長 後藤智美君)

横山議員の再質問にお答えしたいと思います。

カーブミラーや回転灯の数というところではございましたが、そちらについてはこちらで数については承知しておりません。いろいろ以前、町でつけたもの、また安全協会でつけたもの、いろいろございまして、そちらの数は把握しておりませんのでご了解いただきたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

1番 横山議員の再質問にお答えをいたします。

消火栓の移設が必要なのかというお問合せでございました。今、東北地方整備局で工事を進めているわけでありまして、調整もしているわけでありまして、どうしても歩道の拡幅工事に当たって消火栓が邪魔になってしまうというようなことでありまして、移設を準備しているという状況でございます。

(議長 菅野富士雄君)

1番 横山清彦君。

(1番議員 横山清彦君)

数については後でということになりました。やっぱり安全に関わることなので、カーブミラー、本当に役にっているように向きがなっているのかという点検とか、あと回転灯も同じなんですけど、ライトだけついて回転してないと。全然啓発になってないんでないかなというようなところも見受けられますので、今後そういった、やっぱり順次点検とかというのでも必要なんでないかなと思ったところでもありますから進めていただければなと思ったところです。

あと、消火栓の件ですけれども、通常消火栓は40センチぐらいの高さしかないわけなんですけれども、やっぱり雪が多いというところもあります。向原地内、荻地内の消火栓に関してはきれいに、雪が降ってもちゃんと排雪していただいているのは私も見受けておりました。どうせその移設をするんだらば、現状の消火栓を使うということもあるんでしょうけれども、背の高いやつ、少々雪が降っても支障の出ない、有蓋の防火水槽なんかではサクシオンパイプというやつなんですけど、あれだと2口になって背の高いやつありますよね。そういった消火栓に、どうせだったら置き換えていただければなと思ったところもありますので、その辺のところをご提案申し上げたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

後藤住民課長。

(住民課長 後藤智美君)

横山議員の再質問にお答えしたいと思います。

カーブミラー、また回転灯の点検ということでございましたが、年に1回ではございますが安全協会の方々に巡回などもしていただいたり、そちらで危険箇所がないかなどは見ていただいているところでございます。あとは、地区の方々からいろんな、ここ壊れているとか、いろんな座談会でもお話をいただいているところなので、そちらについては順次確認をしながら修繕等を行っている状況でございます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

1番 横山議員の再質問にお答えをいたします。

ご指摘ありましたとおり雪の状況がございまして、現在は地元消防団において水利については排雪を行っているという状況があるわけでありますけれども、今ご提案をいただきました背の高い消火栓、サクシオンパイプということで検討させていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

ほかに質疑ございませんか。3番 遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

3番 遠藤純雄でございます。質問につきましては通告しておりますので、その通告させ(不規則発言あり)はい。それでは素直に質問させていただきます。

歳入の14款2項1目総務国庫補助金の地域少子化対策重点推進交付金、その事業内容と減額する35万3,000円の減額の理由をお伺いいたします。

2点目。歳入で15款2項1目総務費県補助金いきいき雪国山形推進交付金91万4,000円の事業の内容について。これは歳出の科目で3款1項1目、それから6款1項3目、それから8款2項2目と福祉、農林振興課、地域整備課とまたがっておりますので、それぞれどのような事業が展開されるのか、併せてお伺いしたいと思います。

3点目ですけれども、歳出で3款1項1目社会福祉総務費でございますが、低所得世帯の冬的生活応援事業費補助金の追加で192万3,000円、その事業内容と追加の理由についてお伺いいたします。

4点目でございます。同じ3款1項1目社会福祉総務費の令和5年度障がい者自立支援給付費等に係る国庫償還金の追加について1,345万2,000円の増額がございますので、その内容と追加の理由についてお伺いいたします。

続いて、歳出の4款1項5目医療施設費の、高橋 勝議員がお伺いいたしました飯豊町地域医療支援事業補助金3,000万円の支出理由ということでありますけれども、地方自治法232条の2項に定める内容と福祉課長の説明がちょっと食い違っているようなので、その辺をお伺いしたいと思います。

続いて最後になりますけれども、歳出の7款1項3目観光費の地域観光新発見事業貸付金の事業内容と追加の理由、1,030万円についてお伺いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

3番 遠藤議員の1つ目のご質問にお答えします。14款2項1目総務費国庫補助金地域少子化対策重点推進交付金に関する質問についてお答えします。

初めに交付金の減額理由でございますけれども、当初予算に計上させていただきました232万5,000円、こちらの金額が概算ということでの金額でありまして、このたび山形県の内示がありましたので、その内示額が35万3,000円ほど低かったということで補正後190万2,000円にさせていただくといったものでございます。また、その事業内容につきましては、歳入で当初見込額より金額は減額ということになっておりますけれども、当初予定する計画から変更はなく、まずは、1つは婚活イベントの開催に対する委託料と結婚新生活支援事業補助金が主なものでございます。

続いて2つ目のご質問、15款2項1目総務費県補助金いきいき雪国山形推進交付金については、総務課にご質問いただきましたけれども、企画課で県との申請のやり取り、または歳入と充当金額の調整を企画課で行っておりますので私から回答させていただきます。

この交付金につきましては、山形県がいきいき雪国山形基本条例を制定しておりまして、総合的な雪対策を推進するために市町村が実施する取組を支援しているものでございます。歳入は当初予算227万9,000円に今回交付金の県の内示、こちらもありましたので91万4,000円を追加して補正後319万3,000円とするものであります。

ご質問の充当先の事業内容についてお答えさせていただきます。

健康福祉課所管は3款1項1目の地域支え合いによる高齢者の宅道除雪、あとは老人世帯除

雪費支給事業、農林振興課所管は6款1項3目の雪室施設を活用した地域の活力創出事業、地域整備課所管については8款2項2目の除排雪の推進のための資機材の整備事業が主なものとなっております。

なお、事業詳細に関する再質問については各課より回答させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

それでは、遠藤議員の質問にお答えしたいと思います。

ただいま企画課長から報告がありました、いきいき雪国山形推進交付金につきましては、次の質問でありました低所得世帯の冬の生活応援事業費補助金に一部充当させていただいておるものでございます。

その次の3-1-1の、今お話ししました低所得世帯の冬の生活応援事業費補助金ですけれども、質疑には192万3,000円ということで記載されておりますが、こちらの経費については175万円になります。福祉課で計上させている経費につきましては、こちらの経費につきましては、内容としましては低所得世帯に対して冬期の暖房のための灯油代の支援をする事業となっております。財源といたしましては、県が2分の1補助ということで当初予算で175万円を計上させていただいておりましたけれども、このたび県の補助金として、支援分として、さらに2,500円、1世帯当たり追加するということが、方向性が決まったということで町でも追加して計上させていただくものになります。当初の予算ですと1世帯当たり、町と県とで合わせまして5,000円分、1世帯当たりの補助ということでしたが、今回の県の追加ということがありまして1世帯当たり1万円の追加ということに、計上ということに、支援ということになります。

続きまして、次の質問の障がい者自立支援事業費のところになりますけれども、令和5年度の障がい者自立支援給付費等に関わる国庫償還金の追加ということでございますが、その内容といたしましては、令和5年度の障がい者の自立支援給付費949万8,451円、それから令和5年度の障がい児入所給付費30万377円、それから同じく令和5年度の障がい者の医療費ということで365万2,198円が内訳となります。こちらについては、障がい者の方の介護保険と同じように通所ですとか入所ですとか訪問等の給付費、それから障がい児の施設入所費、あとは障がい者の入院費等の医療費ということになります。こちらについては、県の補助金が年度内に精算

するものに対して国庫補助金が翌年度の精算となりますので、5年度分の精算分を追加させて償還させていただくということになります。

続きまして、4-1-5の医療施設費のところですが、飯豊町地域支援事業補助金の支出の理由というところで地方自治法232条の2項とそぐわないのではないかというご意見がありましたけれども、医療につきましては公益性があると私たちのほうでは思っておりまして、公益性があるというところで今回補助金として計上させていただいたということになります。

私からは以上です。

(議長 菅野富士雄君)

あとは、一つ一つは答えるということで山口商工観光課長。

(商工観光課長 山口 努君)

遠藤純雄議員の地域観光新発見事業についての事業の内容と、このたび補正追加いたしました理由について説明したいと思います。

事業の概要につきましては、地域の多様なコンテンツの掘り起こしや、飯が豊かな飯豊町ならではの食のコンテンツの造成をしたいと思っています。また、今町で取り組んでいる台湾インバウンドでございますが、目的地から飯豊町に到着いたしまして、スノースポーツを楽しんで飯豊の町内の飲食店で食事をして次の目的地に行くというようなことで時間が足りなく、時間が短く、そして多くの人が来られるんですが、やはりお金のところが落とし込められてないというようなことが課題だなと認識しておりまして、今後、団体客のスポット短期滞在型から個人客への長期滞在型への観光へのブラッシュアップをしていきたいというのがこのたびの事業の内容としていただいております。やはり、こうした事業に取り組んで観光振興を図りたいといったことは、町の観光関係者、また町も思いは一緒でございます。このたび、めざみの里グリーンツーリズム協議会が、この事業に補助金の申請をいたしまして7月に採択になったところでございます。ただ採択になったものの国の補助事業であり、前払い金や概算払い金がないので、そちらの運営費といたしまして一旦町から貸し出すといったことにしたいということを考えておりますので、このたびの補正としたところでございます。

(議長 菅野富士雄君)

それでは、4-1-5の医療施設のほうを法的観点から志田課長にお願いいたします。志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

3番 遠藤議員の地方自治法の関係でのご質問に対して、少し補完をさせていただければと

思います。

地方自治法の第232条の2におきまして、地方公共団体は、その公益上の必要がある場合において寄附または補助することができるということで規定をされております。その公益性に関わる部分での妥当性についてのご質問と理解をしておりますけれども、さゆりクリニックにつきましては、一般診療に加えまして町の特定健診あるいは町内企業の健康診断、加えまして、今後は在宅医療、訪問診療、後期高齢者施設の診療等をしていくということで方向性が示されております。地域医療の確保、そして国保診療所だけでは賄い切れない部分での医療提供体制の安定化という部分に関しまして公益性は十分認められるという認識をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(議長 菅野富士雄君)

3番 遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

それでは再質問させていただきたいと思ひます。

4-1-5の、ただいまの3,000万円の件以外は了解しましたので結構です。

この4-1-5の医療施設費の補助に対して再質問させていただきますけれども、ただいま総務課長から自治法の232条の2項の件についての解釈についてお伺いをさせていただきました。公益上の必要性については法律上規定されているものがなくて、第1次的には執行部の審査で判断し、そして第2次的には本日のこの議会で判断をしようと。そして、どうしても判断がつかなくて争いになった場合には裁判所が判断すると、このようになっておるわけでございまして、その補助金というものからまず掘り下げたいこうと思ひますけれども、補助金については各種行政上の目的を持って現金給付をするものと定義をされております。そして、それが232条で公益性のあるものについては補助をすることができるとしておるものでございまして、この件については、今まで全員協議会、数回にわたって説明を受けてきておりまして、その都度その都度、説明の内容が変わったりしているもんですから議会側でもかなり混乱をしているというのが正直なところでありますけれども、最終的なこの議会前の説明では、この3,000万円の使途については、医師、看護師の件費、機器リース代、光熱水費等、そして最後の医療体制を維持するための経費全般となっております。経費全般ということは全てのものに支出することができるということになりまして、自治法で定義している補助金、行政上の目的、目的というのはこれからやるものです、目的に対して補助金を出すことができるという部分に抵触しているのではないかとということで私は質問しているわけでございます。

それで、福祉課さんで平成16年3月11日に設定している社会福祉法人等に対する助成の手続に関する条例規則がございます。これは恐らく、私が想像するに社会福祉協議会に補助金を流すための条例ではないかなと思われかもしれませんが、ただいま問題になっている、いいで福祉会についても同じ社会福祉法人ではないんでしょうかと。そして、民間なので社会福祉法人の資格を得るために、社会福祉法の第2条に合致しているかどうかは分かりませんが、なぜこのせっかく設定してある条例規則を、これを使わないで新たに要綱をつくらうとしている、その理由が分からないんです。その辺を再度お伺いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

ただいまの遠藤議員の再質問にお答えいたします。

いいで福祉会では、福祉法人ということになるんですが、福祉法人で医療機関を運営できるということにはなっているんですが経営は別にしなければならないというところが決められているようです。そういうこともありまして、今回、補助金ということで対応をさせていただこうとなっているところです。

私からは以上です。

(議長 菅野富士雄君)

遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

社会福祉法第2条の第2種社会福祉事業を読みますと医療行為もありなんですよ。ですから、このせっかくある条例規則をつくって、なぜやれないのかと、新たに要綱を定める必要がなぜ必要なのかということが不思議でありまして、これまでの全協での様々これまでの説明を勘案しますと、非常に何か表だけの話ではない、裏があるんじゃないかなと疑わざるを得ないという部分があるわけなんです。この設定してある社会福祉法人等に対する助成の手続に関する条例については、これから行う事業に対しての理由書、助成を受けようとする事業の計画書、収支予算書、財産目録、貸借対照表と収支計算書、このようなものを添えて提出すれば補助を出すことができるということになっているんですね。これは議決をされている案件なので、これはすぐに使える条例なんです。

そしてですね、一番最初は第1次的な審査は執行部で、第2次的な審査は議会が行うということになりましたけれども、今現在はその要綱、要領の点で引っかかっているわけがございます

して、これから本当にその要綱、要領がオーケーであれば、次がその団体の経営状況の審査に入るわけですよ。補助金の効果を出すためには、補助金を出して終わりではないんです。今の会計検査、皆さん受けていらっしゃるからお分かりだと思いますけれども、会計検査を受けた後の効果測定がずうっと続きます。それは補助金の効果がちゃんと出ているかどうかを報告するために、その補助金が生きているかどうかの報告がずっと続くわけでございますけれども、町から出す補助金でも同じです。出して終わりではなくて、その補助金がちゃんと有効に使われていて、その団体の経営がちゃんとなっていていっているのかどうか、そのチェックがあります。そして、最終的には3,000万円の額が適正であるのかどうか、そういうふうこれから進むわけなんです。

今現在は、その本当の入り口の、要綱、要領がどうなっているかなんてという入り口の話でありまして、これからまだまだお話を聞かなければならないことがたくさんあるわけです。そこに一発で3,000万円の補正予算の要求と出されても、私どもはちょっと判断できないということになるわけですがいかがでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

ただいまの遠藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

私たち、医療法人、医療法人じゃない、さゆりクリニックへの支援につきましては、あくまでもいいで福社会の支援的ということとまた別ということで、あくまでも別、民間の医療機関への支援ということで、今回、補助金というふうに、まずさせていただいたというところはご理解いただきたいと思います。

それから、経営状況の確認も必要ではないかということですが、今現在、銀行さん、それからコンサルの方、いろんな方に経営状態を見ていただいております。そういった中で、今後改善計画なども立てながら立て直しをしていくというところを今詰めているところでありまして、そこは経営のプロにお任せしながら町もしっかりと関わって今後の経営確認をしていきたいなとは思っております。

補助金の効果がすぐ、先ほどコンサルからも話があったという話をしましたけれども、医療関係は10年スパンでまず経営の改善が、経営の状況が定まってくるということで、まだ再開して3年目というところもありますので、すぐすぐ黒字化になるというところはまだ見込めないとしても、このたび新しく米沢のほうから駒形先生という漢方内科、それから婦人科の先生も、

先日、2日の日から来ていただいて状況も変わっているということもありますので、今後、経営が改善していくものと思われまますので、町としてもそういったところをきちんと経営管理がなっているかどうか関わりながら見守っていきたいと思っているところです。

あと、3,000万円の額が適正なのかどうかというところですがけれども、こちらについては額のお話をさゆりクリニックさんともいろいろお話しさせていただいたんですけれども、実際まず財政とお話をしてどのぐらい出せるのかというところ、支援できるのかというところをいろいろ煮詰めさせていただいて、医師のそういった確保のために必要な部分ということと看護師を確保するための経費に見合う分ということで、まずは3,000万円というところで決めさせていただいたところでございます。

私からは以上です。

(議長 菅野富士雄君)

遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

我々は地方公共団体なので、信用貸しをしている金融機関ではないんですよ。そこをしっかりと理解してもらわないと駄目なんです。我々の運営しているお金は全て税金なんですよ。町に入ってくる税金って直接幾らあるかご存じですか。7億円ぐらいしかないんですよ。それ以外はほとんど地方交付税ですよ。その7億円をベースにすると、この3,000万円という額は約20数分の1ぐらいに当たる非常に大きな額です。そういう額を、財政さ言ったら大体こんな額でなんていう話で本当にいいんでしょうか。それで町民が理解すると思いませんか。

先ほどの説明でも頑張れるとこまで頑張ってみてなんて話もありましたけども、これ以上ちよつと質問するとだんだんやばくなる話が出てくるとまずいので、あとはやめますけれども、ここはやっぱり我々は税金で運営している地方公共団体、その定めに基づいて規則に基づいてしか執行ができないんだということをしっかり理解していただいて、そして、どのくらい出せるだの何だのという話からは切り離していただいて、そして地域医療を、施設の維持のために地域医療をやるのではなくて、地域医療と施設の維持は切り離して、そして考えていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

町長か。答弁しますか。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

いろいろとご意見をいただきました。遠藤議員のおっしゃることも一定程度分かります。

しかし、やはり政治ですので、行政という中で関わるべき、やはり執行者としては政治なのです。それは、仕組み、法律、もちろんありますけれども、そうした仕組みや枠組み、スキーム、法律は、政治である程度やはり判断の伸び代があっただけいいのではないかと思います。しっかりと、人間社会ですからスケールで線を引いたようにはいかない、ぜひこの小さな町の高齢者、地域医療が非常に苦戦をしているというところにあっては、もちろんルールを十分に勉強してルールに見合った執行の仕方はしなければいけませんけれども、やはり多くの患者さんや、さゆりクリニックの診療を待っている方々に対して医療サービスを提供する責務も私たちにはあるということも、ぜひここで皆さんにお考えいただきたいと思います。全て、行政事務もちろんありますが、そのこととやはり同じように社会的な役割というものも私たちにあるということだけ申し上げて、議員各位の賢明なご判断を仰ぎたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

私から遠藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、今回補助金ということにさせていただいたもう一つの理由としては、社会福祉法人の要綱に載せてしまうと連続補助金ということにもなりますので、まずはそういう視点からも今回限りの要綱というようなことでさせていただきたいと考えております。

あとは、さゆりクリニックのほうでも頑張ってみるだけ頑張る的なことでお声をいただいたんですが、さゆりクリニックが施設として見れば町からいつまでも支援をもらわずに頑張るという意思表示ですので、そこは笑われるところではないのかなと私は思います。地域医療を守るために、さゆりクリニックさんも町の事業にかなり貢献していただきました。令和元年に閉院したところですが、地域住民の声から再開の要望があっただけで、さらに新型コロナウイルスのワクチンの体制整備とか、感染症予防のために町からもお願いして補助金をそのときも投入して再開したという経過もございます。そういったことも考えていただきながら対応していただきたいと思うわけですが、現在支援はしたものの1回目の支援後は、ほかの医院への患者紹介とかで患者数が伸び悩んでいるというところで経営が厳しくなっているというところも理解いただきながら、皆さんにご理解いただきたいなと思います。

さゆりクリニックがなくなってしまうと、地域医療といただけじゃなく高齢者福祉にも大

きなダメージがあるというようなところも理解していただきたいと思いますし、先日、置賜病院の会議の中で企業長とかとも話をしたんですが、診療所のほうに今置賜病院から医師を派遣はしていますけれども、置賜病院も今医師が不足しているという状況であるということで、このまま診療所への医師の派遣もどうなっていくのか、今後どうなるか分からないというところもあります。なので、さゆりクリニックさんにはぜひ残っていただきたいというお声も頂戴したところでした。町民の安心安全な医療の提供のために、ぜひ皆さんにもご理解いただいてさゆりクリニックに対する支援をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

(議長 菅野富士雄君)

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。8番 遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

私から、通告ではありませんがお願いをしたいと思います。

補正予算書の29ページですが、小規模農地等災害復旧事業費の補助金、これがですね、事前に説明いただいたところでは県の補助金1,000万円となっておったような気がいたしますが、この29ページ、それから補正予算書を見ても2,075万円の県の補助金になっているようなんですが、ちょっと事業費が違うのか、名前が違うのか、私ちょっと勘違いしているのか、確かに1,000万円という説明を受けたと思うんですが、今回2,000万円入っているんです。そうしたときに、先ほどお聞きしました6分の2、6分の3、6分の1、その補助率というのはちょっと違うのではないかなと今思ったんですが、それはどんなことなんでしょうかね。

それから、補正予算書の23ページ、道路維持修繕業務委託なのですが、その財源に公共施設整備基金が使われていると。僅か道路維持に基金が使われているということは、公共施設整備基金というのは何も建物とか前回議決をした解体とかそれだけでなく公共施設全てに使えることは分かるんですが、道路維持に使わざるを得ないというような、一般的に毎年発生する道路維持に、道路維持費にこの基金を使わざるを得ないという、その財政状況は一体どうなっているのかと。本当に何かあったときの基金なんだと思うんですよ。それを通年的に、まして補正予算で、ちょっとしたこの道路維持に使っていくというのは、ちょっとやっぱり危機的な状況にもなりつつあるのではないかというちょっと心配したものですから、お聞きをしたいと思っています。

それから、補正予算書の21ページでございますが、今までも出ている飯豊町地域医療支援事業補助金でございます。さゆりクリニックのことでございますが、6月議会からもずうっとこ

の件あっていたんですが、もし9月議会にまた同じように出すのであればですね、やっぱりぎりぎりになって出すでなくて、私ども様々な提案をしたり問題点を指摘して、そして残念ながら否決をせざるを得ないということになったんですが何も説明されてない。申し訳ないですけども、何にも課題を説明されていないということなんですね。課題はたくさんあったはずですけども、先ほど補助金交付要綱を提示してというようなことでありましたが、予算を組み立てる前にまずは民間から補助金を出す、あるいは一般的に関連業者とかそういうところから見積りを取ったり、見積り合わせをしたり、今の実態を調査して、この場合ですと3,000万円という数字を入れたわけですよ。6月も3,000万円でした。9月も3,000万円ですから、議案をつくる前に見積りを取ったその積算根拠、具体的にどのようなことなのか、そして金額は何に対して幾らなのか、それは当然、その積み上げで3,000万円になったと思いますので、そのところを説明してください。確かに6月議会ではそのところ説明ありましたので、説明をいただきたいと思います。

それから、6月議会では、さゆりクリニックさんに今後の経営推移表を出していただいています。また今後5年間にこういった経営になりますということでございますけども、7年後に、今お聞きしますと改善に向かうということでございましたが、ぜひ改善に向かう経営表を提示いただいて、それをしっかり私たちも審査をさせていただきたいなと思います。

それから、さきの全員協議会でコンサルタントに来ていただいて、あるいはコンサルタントに委託をしてコンサルタントに今後の経営状況を審査をしてもらうんだということでございます。そのコンサルタントのお金は、あのときあったような気したんですが、今日は何もないですかね。じゃあ、それは、コンサルタントは、さゆりクリニックで、あるいは荘内銀行で委託をしたと、発注したからちょっと資料はもらえないかもしれませんが、コンサルタントの意見を聞いてということで前回の全協の中で説明ありましたので、コンサルタントも云々という話がありましたのでコンサルタントが調査をして、このさゆりクリニックの経営が上向くのだという結果だと思いますので、その辺の根拠についてもお知らせをいただきたいと思います。

あとですね、今荘内銀行のお話出ましたけれども、妥当だという、前回妥当だということでもありましたけども、その荘内銀行の銀行さんが今メインバンクとなって、もうこれ以上貸せないと、町からお金をもらえればまた考えてもいいよということでした。その前段でお聞きしたのは、駆け込み寺である山形県信用保証協会、そこにも駆け込んだけれども、ちょっと言葉悪いかもしれませんがけれども経営状態はお払い箱だということで、そこからも間に入ってもらえ

なかったという話だったんですね。ですから、金融機関のこの妥当だということ、今後どうやって引き継いでいるのかどうなのかですね、この4点お聞きをしたいなと思います。

(議長 菅野富士雄君)

最初に農林振興課長、館石課長。

(農林振興課長(併) 農業委員会事務局長 館石 修君)

8番 遠藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

補正予算書8ページにあります小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金の歳入歳出の関係でご質問いただきました。ここに書いております2,075万円の内訳なんですけれども、この事業にメニュー2つございまして、農地の復旧と施設の復旧というメニューがございます。ということで、補正予算書の29ページをご覧くださいますと、自力復旧ということで農地の復旧、こちらの1,000万円プラス、その上に農業用施設災害復旧業務委託料ということで3,225万円計上しております。こちらの歳入1,075万円も含まれておりまして、合計で2,075万円となっております。

以上であります。

(議長 菅野富士雄君)

次に、渡辺地域整備課長。

(地域整備課長 渡辺裕和君)

8番 遠藤議員の質問にお答えしたいと思います。

補正予算書23ページにあります8款2項2目道路維持費の中の道路維持修繕委託、あと工事の内容についてお答えしたいと思います。議員おっしゃるとおり、委託の部分につきましては道路維持の修繕に関わる内容でございまして、道路施設、舗装であったり側溝であったりという部分の修繕にかかる費用でございまして、今年度当初、例年よりも圧縮した予算でさせていただいております、大体6割強ぐらいの予算でさせていただいておりますが、なかなかその予算ではちょっと対応し切れないということで今回増額をさせていただきたいというものでございます。

それから、道路維持の工事でございますが、こちらにつきましては町道酒町線の防雪柵、こちらの設置工事に関わる増額になってございます。地域からの要望もございまして、なかなか要望があっても完成できなくていたわけですが、今年度、完成をさせていただきたいということでございますけれども、いわゆる人件費であったり部材の高騰もございまして、特に鉄鋼の材料の値段も上がっておりまして、当初予算のままでは計画どおりに施行できないということ

で、増額の要求をさせていただきたいということでございます。

なお、財源につきましては総務課から回答をお願いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

遠藤議員のご質問にお答えいたします。

道路維持事業について、公共施設整備基金の充当のご質問でございました。議員ご指摘のとおり、令和4年に公共施設整備基金の条例の改正しております。除却に加えまして維持修繕にも充当ができるということで条例を改正させていただいております。施設の修繕ですとか道路の維持修繕についても今回が初めてではなくて、今までも充当させていただいているという状況でありますので、道路の維持修繕、施設の修繕についても今までも充当してきたということでご理解をいただければと思います。

(議長 菅野富士雄君)

次に、伊藤健康福祉課長。1つ目はコンサルタントへのかかっている、いわゆる頼んだ経費はどうなったかも含めてと、2つ目は積算根拠を再度お願いしたいと。3つ目は、維持管理に、ごめんなさい、これは違うな。はい。その部分かなと思います。伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

ただいまの遠藤議員のご質問にお答えいたします。

まずはコンサルタントの経費というところですが、前回2回まで、まずはコンサルティングを行っていただいたんですが、料金についてはまだどこまで介入するかによって料金が変わってくるということで、詳細の料金については幾らかかるかというところは、今問合せはしているんですがまだ答えは返ってこない状況です。なので、この予算の中に、経費の中に含めようか、含めないかというところで迷ったんですが、今回はちょっと回答が返ってこなかったということで(不規則発言あり)どっちが払うかということにつきましては、もちろんさゆりクリニック側で支払うことになるであろうということでございましたので、そのようになる方向だと思います。

あと根拠ということで、積算の3,000万円の根拠ということでございますけれども、医師、看護師というようなところでの人件費が一番大きい金額になります。医師と看護師を合わせれば2,500万円程度、それから機器のリース代も次に大きなところでありまして500万円程度というところで、大きな部分としてはそういったこととなりますが、こまいところまで必要でしょ

うか。大丈夫ですか、取りあえず。はい。

あとは、荘内銀行さんのほうですけど、信用保証協会さんに問合せしたのかといったことがあったわけですが、さゆりクリニックでは日本政策金融金庫へ相談をさせていただいたということで、そこでアドバイスを受けたということでした。そちらでは、再開の、再開じゃない、そうですね、再開の経緯というところで町が関わっているということであれば飯豊町に相談するのが本来の筋なのではないかということで日本政策金融金庫からはご回答をいただいたということでした。そのほか、福祉関係とか福祉医療機構などへの融資について様々なところにご相談はしたというところではありましたけれども、なかなかその当時はいい返事はいただけなかったというところだったようです。ただ最近借入れとしては医療機関とか福祉関係のところに融資をしてくれるところを一部見つけたというところで、そちらからもお借入れをしているという状況のようでした。

経営状況として、先ほど遠藤議員からは金融機関からは見切られたというか、そういう話があったわけですが、荘内銀行さんとかコンサルの方もそういうところ、そこまでは、見切ったというところは言っていないというところで、まず町の支援があれば銀行でも継続支援して今後の経営に協力していくということでお答えをいただいているところです。

あと、資金の推移については、コンサルタントの指導を受けながら10年スパンで見たほうが良いということでありましたので、そちらについて作成をさせていただいて、作ったものを頂いたところでございますので、必要とあれば皆さんに後でお配りしたいと思います。

あとはコンサルからの中身ですけれども、今回新しいお医者さんが見つかったというところで、特に駒形先生という方が訪問診療を行ってくださるということがありまして、今後は在宅介護が増えてくるということも見据えて、訪問診療、訪問介護に力を入れていくべきではないかということでアドバイスを受けたということでした。あとは職員のスキルアップとかモチベーションアップのための研修会をして、やっぱり職員から意識向上していくべきではないかというアドバイスもあったようです。まず今回、人件費についてもかなり大幅に削減、1,000万円以上の、昨年度から見れば1,000万円以上の削減もしているというところで、コンサルティングからもまず無駄のところは削って、あとは診察の回転率をよくしていくということが課題だろうということでお話があったようでした。

私からは以上です。

(議長 菅野富士雄君)

8番 遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

地域整備課にお聞きをしたいんですが、昨日の義務教育学校の話もありまして、総務からでした。すみません。やっぱり基金は何を使うか、財政調整基金を使われ、本当に使えるのは公共施設整備基金なんですね。やっぱり今後のまちづくりを見たら、とにかく義務教育学校整備基金という基金をとにかく積み立てて、本来であれば積み立てて、それをこの義務教育学校に充てていくというのがやっぱり財政運営の一番基本なのではないかなと昨日思いました。本当にばんそうこうを貼るようにして、次から次とこういったものがあると。そして、そんなことを考えているうちに、この公共施設整備基金もこんな一般財源化をされているなということだったんです。話は分かりました。ぜひこの基金は大事にやっぱりすべきだと思いますし、やっぱりほかの事業を取りやめて、やっぱりこういったものに回して、取りやめる事業はないのかとも考えていかないと財源は確保できないんじゃないかなと思ったところです。

農村振興課の件は分かりましたので、はい、2つになっているということでございました。

見積書を、今お聞きしましたら、医師の賃金で2,500万円、そしてそのほか500万円ということでございまして、医師の賃金、例えば会計処理上は単年度収支なんですね。もう既に半年過ぎていくんですよ。それなのに、前回は3,000万円、今回も3,000万円、前回はもう4分の1過ぎていくので1,500万円がいいんじゃないですかと言ったんです。ただ、もう医師の賃金が2,000万円ということで、やっぱり3,000万円ありきの補助金なのではないかと。だとしたら、うまく積み上がっていないのではないかなと今思ったところです。リースは今年だけでなくこれからずっとなんですね。今年やっぱり3,000万円を出せば問題が解決するというものではないのではないかなと、抜本的に問題を解決する必要があるのではないかなと思います。

あと、おかしいなと思ったのは、金融機関が妥当だということが何で妥当なのかなあと。そして7年後には黒字になると言っているんですが、前回言いましたよね、荘内銀行さんからは6,000万円借りています。あと個人の貸付金で4,400万円借りています。この1億400万円をどうやってなしていくんですかと。それを計算していくと、5年後には1億6,200万円の赤字に積み上がっていくと。ですから、黒字は1億6,200万円をプラスにしていかないと黒字にならないということなんですね。ですから、3,000万円をただ払ったとしても抜本的な経営改善にはならないのではないかと。来年、医師は今度自前で2,000万円を出すということになれば、それだけでも医師の賃金、報酬で2,000万円かかるということで見ますと、経営を見ますとですね、診察費だけでも2,000万円なんてないんですよ。ですから、やっぱり抜本的な改善策というのは、町全体の改善策が必要なのではないかなと前回話をしたところでございます。ぜひ、

その7年後に黒字になるという数字を見せてください。やっぱり議会としては、やっぱりそれを見せていただいて、それが本当に黒字になっていくのかと、今回3,000万円を出すことによって黒字になっていくのかということ審査する必要があるかなと思います。

あと、今町長の先ほどの話、政治と言いましたけれども、いかなる場合にも公益上必要があるといえるかというのは法律上定義はされていませんが、地方公共団体の長の裁量権には一定の限界があると考えられており、裁量権の逸脱または濫用があった場合には補助金の支出は違法となることが考えられるということで、つまり、ちゃんとした審査をしないと、そして補助金を決定すると、それは違法になってしまうと、ちゃんとしたその手続が必要なんだということでもあります。ですから、見積書を見せてくださいと、本当にさゆりクリニックが3,000万円、こういうものに使いますという補助金の見積書があればなんです、その見積書によってこの補助金を常に3,000万円を積み上げてきているという、そういう事業をちゃんとやってればいいんですが、そうでなくて3,000万円ありきというようなことで今ありましたので、全く、何ぼ出せるのと話したら3,000万円、3,000万円で行きましょうと。これでは、やっぱり本来の補助金の意味をなさないのではないかなと思いました。その辺の見解をお願いしたいと思います。前回の私の反対討論は、その後どういうふうにお話をしたか、そしてどうしたらいいのか、その後、お話ししたいと思います。お聞き。

(議長 菅野富士雄君)

まず3番目の町長から。いいがす。では順次で。

それでは健康福祉課長から、その金額と、あと金融機関の支援等の部分でお願いいたします。
伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

ただいまの遠藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

様々な経費につきましては、今年度の予定としては、支出合計としますと6,900万円ほどの支出が見込まれております。その中の、医師それから看護師の人件費ということになりますので、半年過ぎたとしても医師と看護師だけで4,000万円近くの支出がありますので、今後、年度で。なので、1,500万円で済むのではないかという話にはなっていないかと思われま。

あと、その抜本的な改善が必要ではないかというようなこととお話ありましたけれども、今まで何回もお話をさせていただいた中で改善案を皆様からいただいて、いろんなものを提出させていただきながら説明もさせていただきました。説明不足だと言われているかもしれませんが、こちらとしては、さゆりクリニックさんと様々連携しながらいろんな資料を提出させても

らい、皆様からのお声にお応えしながら進めてきたところではございます。その中で、こういった資料なども提示させていただいているわけですので、後でこちらの資金推移もご覧いただいて、まず赤字の部分、最初のうちの開業の部分で赤字はやっぱり発生していますので、その部分についてこれから返済というところにはなるんですが、先ほどお話ししたとおり、まず収入と支出の中では黒字が転じてくるというのが7年後からになってきます。

なので、そういったところ、いずれきちんと経営が成り立てばというか、その患者さんが回復してくれば、ある程度黒字に転じてくるということはコンサルでもお話をしておりましたので、今後、さゆりクリニックさんからは、患者の勧誘というか、多くの方に受診していただけるような体制をまずは整えていただきたいなと思っはいるところなんです。なので、さゆりクリニックさんにつきましても、そういった改善策を皆様の提案をいただいてから、いろいろ改善していただいて人件費についても1,000万円ほど削減をしたとか、光熱水費なんかもできるだけ電気とかは無駄なところは消したりというところも努力をさせていただいているというような状況もご理解いただければなと思います。あとは、赤字につきましても、遠藤議員がおっしゃるような1億円超えというところにはなっておりませんので、後で支出推移を確認いただければなと思います。

いずれ経費につきましては3,000万円では到底済まないというようなところは理解いただきながら、年度途中ではありますが、今後も、まあ半期過ぎたわけですが、今後もまだ年間としては6,000万円以上7,000万円近くかかる予定ではありますので、1,500万円というところにはならず3,000万円で運営費というようなことでお願いしたいと思っております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤課長、最後に4番目にありました遠藤議員から反対討論の際に述べた飯豊町の医療計画等も含めて三セクとか、そういうふうな町の経営というのを見据えてこれからどうしていきますかということでの反対討論の中にあつたわけですけども、それに対しての検討はなされたかと。伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

医療計画につきましては広域で計画するものでありまして、医療計画そのものは県でまず策定するもので、あとは置賜管内とか各市町村でそれぞれに町の計画等に盛り込むというところになってきますので、町単独での医療計画というものは通常まずつくっていないというのが普通でございます。なので、私たちとしては、町としては第5次総合計画や介護保険計画の中に、

在宅医療をこれから推進するために地域医療が大事だということで掲げさせていただいているということをご理解いただきたいと思います。

あと、今後の経営につきましては、先ほど置賜病院のお話にもありましたとおり、置賜病院の準サテライトの、準サテライトというか、サテライトということもどうなのかという話を前回いただいたところですが、先ほどお話ししたとおり置賜病院からはなかなか医師の派遣は難しいというお話をいただきました。逆にコンサルからは、駒形医院の分院みたいな形に将来できないのかという案もいただいたようです。なので、そちらについては、今後の関わっていただくその先生と煮詰めながら、とても積極的な先生なのでいろんな提案をさせていただきます、その駒形先生。先ほどもさゆりクリニックに問合せしたところ、自分のほうから在宅介護についてこうやったらいいんじゃないかという提案を様々くれるということで大変心強い先生ですので、そういったご意見もいただきながら今後のさゆりクリニックの在り方について、再度新たな先生も踏まえて、交えて検討していきたいと思います。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

3番目の法的にも、政治、政治というけれども、町長、その部分で裁量を逸脱してはいけないよという今のご質問でしたので、その部分に答えてください。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

私が政治的な役割ということを申し上げたのは、手続論で終始してはいけないのではないかと、このさゆりクリニックの一端廃館になったこと、存在について何とか再開してほしいという地域住民の必死の請願に答えて、町でするわけにはいかないのと、さゆりクリニックの理事長にお願いをして何とか引き受けていただいたという経過でございます。もし手続論で言うならば、その時点でそうした動きをすることがいけなかったんでないでしょうかね、というならば。その時点で止めていただかなければいけなかったんでないでしょうか、議会として。

ですから、ですから、そうしたことについて、何とか住民の要望に応じて開かせていただいたという経過がございます。そして、この何とコロナの蔓延の中で協力をさせていただいた、大変な役割を担っていただいたという事実がございますので、そうしたことを全部棚上げにして現在の、いわゆる採算性、今後の見通しだけを言われるということには、やはり我々としては、健康福祉課長も必死に答えてはおりますが、現場を預かる者としては非常にづらい、そのことに尽きます。

ぜひこれは大きな問題でありますので、政治といっても法的な縛りがあるんだということの

ご指摘ですが、そんなに大きな、地域をひっくり返すような政治的判断をしているわけではありません。一人一人の高齢者の皆さん、あまり足で遠くまで行けない病院に行くことがかなわないという方々への、やはりしっかりとした地方公共団体としてのトップとしての判断でございますので、そこはやはりルール、もちろん手続も十分、今後注視していかなければならないことは十分分かりました。ただしかし、最終的な行政医療サービスとしての今喫緊の課題についてはそのことを注視してご判断いただくということができないものかどうか、それは駄目だと、ルール違反だということではっきり切っているのかどうか、もしこの定例会でご可決いただけないということであれば恐らく存続は難しいということになるかと思えますし、もし新しい町長が選任された中で、もう一度11月に臨時会を開いて審議されるということであればそれも一つの方法かもしれません。いずれの方法によっても、何とか存続について町の考え方、あるいは地域住民の皆さんのご要望にお応えしてお返しすべきではないかと、私はそういうふうに思っております。ぜひ皆さんの、ルールか、結果責任か、住民サービスかといったときに、ぜひそのことについてご判断をいただきたいと思えます。

(議長 菅野富士雄君)

遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

政治と行政はまた違いますので、やっぱり行政は、法令、条例、そして予算に基づいて仕事をしているわけですので適切な予算執行はやっぱりしていかなければいけないと思えます。地域医療を申すとすれば、やっぱり、なぜ今さゆりだけなのかということも前回ありましたですね。例えば手ノ子、高峰地区、そういったところも無医地区でありまして、そういったものも併せてちゃんと検討していくということが必要なのではないかなと前回出されたかなと思えます。前回、やみくもに反対しているわけではないんですね。私は、反対討論はしましたけれども、その中で自分でもいいこと言っているなということで思うんですが、反対討論の中で私は何らかの支援は必要だと思っていますと。支援そのものには反対ではありませんと。むしろ開業医の経営状況が示すとおり、人口減少が止まらず黒字化が見込めない過疎地の地域医療も将来も継続できるように根本から見直していただきたいということです。

その中で、この施設を残す必要があれば、誰かが負債赤字を補填しなければならない。今の補助金ではなくて、負債赤字をまずそれをなくさない限りは黒字化に向かないのではないかなと、あのとき思ったんですね。今1億円以下ですと言いますけれども、もう借金が1億円ぐらいになっていますよね。だから、それを皆返すんですか、7年後に。返せるんですか。ねえ、

返せるの。だから、それだから、そこは行政がちゃんとしなければいけないと私言ったんですよ。それで、誰かが負債赤字を補填する必要があると。その場合は、公共、行政が担うしかないのではないですかとちゃんと申し上げています。その際、行政は町民の健康福祉の推進役として、その場しのぎではない、しっかりとした対応が求められますと言って、そのしっかりとした対応は地域医療再編計画を策定しながら、例えばですがと言いました。さゆりクリニックを町立の第2診療所、そして、それと公設民営型、第三セクター型、あるいは業務委託、全面的な町が資金を出して業務委託をするということで、抜本的にそれを変えていかない限り問題は解決しないんでないですかと。

ですから、ただ3,000万円なくて、いずれもやっぱりいい計画があって、これなら行けるといえば恐らく議員の皆さんも町民の皆さんも納得すると思いますし、その場しのぎのでないということで私は提案をしました。ですから、もう少し考えてくださいと、そして、やっぱりいい方法があるのではないかとということで最後に言いました。極めて慎重に事を運ぶ必要がある案件であり、性急に事を運んではいけない支援のように思いますと。次の首長にも真剣に取り組んでもらう必要があることは申すまでもありませんということで、もう少し時間をかけてこのことを検討しましょうかということです。

明日にでもさゆりクリニックさん、すみません、例えば潰れますと言いましたけれども、だったら、その資金を貸したらいいんですか。貸付金という町の資金がありますので、それを一時流用するというので、そういうこともできるんでないですかね。ですから、何も補助金をこうやって、大変大変であちこちから集めてくるんでなくてお金を貸すと、取りあえず当座の資金を貸すということで銀行と相談をしたらどうなんですかね。貸付金というちゃんと法律もありますので、地方自治法の財務規則にもちゃんと載っていますから、町の財務規則にも20項目20目に載っています。ですから、もう少しお金をただやるのが問題だとすれば、いろいろな方法はあるんじゃないかなと思います。そんなことも検討しながら、やっぱりもう少し時間をかけてする必要があるのではないのでしょうかね。

(議長 菅野富士雄君)

誰が答えますか。質問ですので。町長か。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

一つ一つお伺いすればごもっともな点もございますので、なお今定例会で可決いただけないとすれば、やはりただいまのご意見も十分勘案してやらなければいけない。私からは今それ以上のことを申し上げる能力はありません。ただ事態は、お待ちいただいている患者の皆さんが

たくさんいらっしゃるということは、やはり十分にご判断の上、採決をしていただきたいものだ。しかも、このクリニックの立ち上げから今日までずっと関わってきていただいた人が今運営されているわけではありません。私からご依頼申し上げて何とかお引受けしていただいているという方がおられますので、その方に非常に私は申し訳ないなという思いであります。それ以上ここで申し上げる言葉がありませんので、皆さんにもぜひ、ここで、はい分かりました、可決しましょうと言っていただいたとしても、じゃ、その3,000万円ですっと持続可能かというところもまた分からないことでもあります。

現在の地域医療を担う民間医療機関がいかにか厳しい状況にあるかということについては、置賜総合病院の現在の経営状況を見ていただいても、非常にやはり医療給付の額に限られておりまして厳しい、どこも厳しい。廃院に追い込まれているという状況でありますので、本町も、これから町営のクリニックなどということが可能かとはとても思われませんので、この財政厳しい中で、まずはカンフル剤を投入することで民間にご努力いただくしかないなということでございますので、今、遠藤芳昭議員がおっしゃったようなことがもし可能であれば、それは大変結構なことかと思いますが難しいでしょうね。現在、第三セクター化して医療機関を、町営の医療機関をもう一つ国保診療所のほかに運営するというようなことについては非常に厳しいなと今は思わざるを得ないということでございます。ご判断いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

12時を過ぎました。それで、この案件についてまだまだ質問があればここで一旦休憩したいと思います。またまだありますか。(「あります」の声あり)ありますか。

それでは遠藤芳昭議員の質問は終わりましたので、ここで暫時休憩をいたします。再開を1時15分といたします。

(午後0時06分)

休憩前に復して会議を続けます。

(午後1時15分)

質疑なんですけども、十分に質疑が4款1項5目の医療施設費、これが出されていると思います。ただ、まだまだ質問があるということであれば違う観点で同じ質疑内容にならないような範囲でお願いしたいと思います。

質疑、ほかにありませんか。5番 屋嶋雅一君。

(5番議員 屋嶋雅一君)

それでは、ただいまの医療施設費についても含めて3件ちょっと質問させていただきたいと

思います。

まず医療施設費、今様々質問出ていますけども私から1つ、端的にお答えいただきたいんですが、6月、この件について否決されました。今回、二度目ということで、また否決ということになれば、この、さゆりクリニックは閉館となるのか、先ほどちらっと町長からも出ましたが再度そこをお聞きしたいと思います。

また、その閉館、要するに医療機関の医師が1名につき、例えばケアハウスのような福祉施設何件というか、見れるとかというのがあったと思うんですが、もし、さゆりクリニックが閉館した場合、周りのケアハウスとか関連施設等々も閉院というか、閉館するのか、その辺も併せてお伺いしたいと思います。

あと続きまして、同じく健康福祉課になります。補正予算書の19ページで4-1-2の予防費になります。この予防接種健康被害給付金80万円ということで、新型コロナウイルス予防接種での健康被害の給付金ということだと思いますけども、今まで何らかの形でこういった給付金をするような実績があったのか、また、今後もこういった健康被害を見込んでのことだと思いますけども、どんな内容で給付をしていくのかお伺いしたいと思います。

続きまして商工観光課になります。補正予算書、ページ21ページ、6-1-8、緑地等利用施設運営費の修繕料418万円でありますけども、自動火災報知機設備に係る修繕ということですけども内容をお伺いしたいと思います。お願いします。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

ただいまの屋嶋議員の質問にお答えします。

今回また否決となればということで閉館となるのかという話ですが、患者さんのこともありますので今すぐということにはならないかと思えますけれども、経営がかなり厳しくなってくるということが見込まれば、やむを得ず閉館ということも考えなければならないという話も聞いております。

また、福祉施設関連施設についてですけれども、さゆりクリニックが閉館となったからということで関連施設については閉館ということはないということです。そこはご了承いただければと思います。

あと、もう一つの新型コロナウイルス感染症事業の被害給付金ですけれども、今までは給付実績がありませんでしたが、令和5年度に接種した方が今回、健康被害を訴えられたというこ

とで、医療費、医療手当の請求を申請したということになっております。こちらの予防接種被害給付金というのは健康被害救済制度に位置づけられまして、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を救済するものになります。令和5年に接種した方につきましては、飯豊町で10月に予防接種健康被害調査委員会を開催いたしまして、予防接種と健康被害との因果関係が否定できないとの見解をいただいて県に進達し、その後、年度が明けて令和6年5月中旬に厚生労働省から被害の認定というものがあつたところでした。

給付の種類につきましては、死亡の場合とか障害が残った場合など状況によって異なりますけれども、町の該当者の方につきましては医療費及び医療手当の給付ということでありました。金額については、入院加算加療に要した患者負担に医療手当、月額3万7,800円を加算した額ということになります。令和6年6月に健康被害を受けた方に支払いを処理しているところでございます。

今後も厚生労働大臣が認定したコロナウイルス予防接種を起因とする疾病で受診した場合は、疾病が完治するまで、または有効期間が3年間のどちらか早い時期までは患者負担額と医療手当を町に請求できる制度となっております。令和6年6月に支払われました給付金につきましては、令和5年5月分、6月分までの2か月分のみというところで今のところ22万円程度の請求額でありまして、今回補正で要求させていただいた金額につきましては、それ以降の令和5年7月から今年度末までの給付金の見込みとして上げさせていただいたところでした。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

山口商工観光課長。

(商工観光課長 山口 努君)

屋嶋議員の緑地等利用施設運営費に関する修繕料について説明を申し上げたいと思います。

今年の夏は大気の状態が大変不安定でありまして、落雷による被害が全国各地でも発生していたところでございます。本町においても8月6日に添川地区で落雷が発生しまして、しらさぎ荘の周辺の近くに落雷があつたといったことがございました。その際、落雷直後に、しらさぎ荘の自動火災報知機が破損したため、そちらの修繕をこのたび補正予算で修繕料を補正したところでございます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

5番 屋嶋雅一君。

(5番議員 屋嶋雅一君)

医療施設については、関連施設は影響ないということで少しほっとしているところです。ただ先ほどから様々な議員の方が話をされておると思いますが、町民にとって、やはり今回の件については、今議論しているようにこの給付金がどういう形で出されるんだとか、私たちの立場とか行政の立場とか様々議論されていますが町民にとっては関係ないことなんですよね。要するに、さゆりクリニック、今後存続をしていってもらえるのかということが一番気になっていることであり、町民にとっては過程だったり途中経過だったりというのは本当に関係ないことだと思っていると思います。そういったことを考えて、前回6月の否決の段階から今まで私も様々町民の声を聞いてはきたものの、中でも、やはり閉院の方向になるんだったら、これらにかかるためには、もう最初から長井に移ったほうがいいという方もやはりおられるというのは事実であります。そういったことも踏まえて、何らか町民からの声というのはどんな声があったか、もう一度その辺お伺いしたいなと思います。

あと続きまして予防費についてです。取りあえず見込み、今後もそういったことで被害、要するに健康被害を訴えられる方というのはやはりいるかもしれません。そういったことでのというのは理解しましたが、これはコロナウイルスの今回の予算なんですけども、予防接種というのはそのほかにもたくさん、前に頸がん、何だっけ、ちょっと度忘れしました。様々そういった予防接種のときで、こういった健康被害ほかでもあるというようなことが事例とかありますので、ほかの町での予防接種でのそういった健康被害を訴えられた場合、それが因果関係があるとなった場合、どういうふうな対応を取られているのか、再度それもお伺いしたいなと思います。

あと商工観光課になります。今回、落雷ということで自動火災報知機設備の故障ということでした。これは昨年、学校関係でも同じようなことで、落雷によってこの火災警報装置が壊れたということで補正しました。そのとき私も言ったんですが、その近く、そういった落雷などの対応できる、今現在コンセントから、サージキラーとかついているコンセントとか様々ありますので、そういったのを取付け、大事なところについてはそういったものを取り付けたり、避雷針とか、もう少し見直すとか、そういったことをしたらいいんじゃないかと私話をしたと思いますけども、こういったその後の考えも含めてこれからどう考えているかお伺いしたいなと思います。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼) 地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

ただいまの屋嶋議員の再質問にお答えいたします。

さゆりクリニックの関係で町民からの声ということですが、いろんな声もあります。やっぱりなくなられては困るということの声が健康福祉課には多く寄せられているところがございます。特に、皆様の議会にも要望書が届いたかと思いますが、町にも要望書ということで各団体から、住民から関係機関合わせて12団体から要望書が届いておるところです。ぜひ残してほしいということで皆様の思いが町には届いているということですので、ご理解いただければなと思います。やはり高齢者の方にとっては身近な医療機関というのは大切だということと、やっぱり送迎もしていただけるということで、足のない皆さんにとっては非常にさゆりクリニックは助かるということで、手ノ子までは送迎もしてくれるということですので安心して通えるということの声があったので、なくされては困るという皆さんの声が多かったようです。

あと、ほかの予防接種での健康被害の補償についてですけれども、国で定期接種として認めております予防接種につきましては国の救済制度も同じようにあります。

私からは以上です。

(議長 菅野富士雄君)

山口商工観光課長。

(商工観光課長 山口 努君)

屋嶋議員の雷に対する対策についてお答えしたいと思います。

私も、このたびの事故、落雷によりまして対策の方法はどんな対策の方法あるかというようなことをちょっと考えたところだったんですけども、やはり一番最初に頭に思い浮かべたのは避雷針ですか、そちらの方法があるなあと思ったところですが、ただ、これは建物の高さ20メートル以上には設置しなければならないんですけども、しらさぎ荘の場合、高さが20メートルありませんので、ちょっと設置基準の根拠にはならないのかなと。

あと、このたびの落雷の原因の要因は、建物直接に落雷したわけではなく、しらさぎ荘の周辺において落雷したのを、それを拾ったというような形ということで原因を捉えているところがございます。

あと、このたび本格的に調査して分かったことなんですけども、やはり通報設備一式、1つの電源から一式、各、何ですか、火災警報器とか、そういった電源を取っているわけなんですけども、今回の影響のなかった部分と影響のあった部分がありまして、そういった落雷の影響

というのはちょっとなかなか把握することができないなど、難しいなど思っているところがございます。

ただ今後、修繕するに当たりましては、業者ともですね、まず、ほかの施設でどういった対応をしているかも含めまして、そういったこともお聞きしながら、まずやれる対策、講じられる対策があれば実施して行って雷による対策を講じていきたいと考えているところがございます。

(議長 菅野富士雄君)

屋嶋雅一君。

(5番議員 屋嶋雅一君)

地域医療につきましては、やはり私と同じような形でそういう声が多々聞いています。とにかく町民はどんな理由があれ、本当に非常に困るというようなことだと思います。その件については、私も以上は理解したので終わりにしたいと思います。

あと予防についても理解しました。

あとそれから商工観光課ですけれども、やはり避雷針ということで、避雷針にしる何にしる、実際、雷、直接落ちようが周りに落ちようが、その周りの周辺に電線から流れてくるわけなので、そこで、先ほどサージキラーと言いましたが雷ガードという形になりますけれども、そういった機器類もあります。あとは大切なパソコンとか、コンセントから取るようなものについては、そのコンセント自体に雷ガード付きのコンセントなども売っていますので、そういったものを利用するとか、これは、しらさぎ荘に限らず公共施設などなんかも、前回、学校関係であったと同じようにそういったことを今後対策、雷もどこに落ちるか、どこへ流れていくかは分かりません。あと、1キロ先であっても電線に流れてきて1キロ先のところに被害があるというようなことも考えられます。そういったことを考えれば、常にそういった対策等々を施しておくということが大切だと思いますので、その辺を混合的に予算も処置しながら、今回のやつで400万円修繕費となっています。やはり400万円もかかるんだったらそういう対策を、今度、何壊れるか分かりませんので、そういった対策を施しておくほうがいいのかなと思いますのでお願いしたいなと思いますが、お伺いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

山口商工観光課長。

(商工観光課長 山口 努君)

やはり私も屋嶋議員の考えと同じでございます、やはりこの雷というのは本当にどこから

来るというのが本当に把握できない、対策も本当に難しいわけなんですけども、やはり先ほどもお話ししましたが、業者さんのほうもやっぱり設備一式、先ほどもお話ししましたが設備の中で被害があった部分と被害がなかった部分、1つの電源から、そういったことの状況もありますので、そういった状況を業者さんとも協議しながら、いろいろアドバイスをいただいて、こういった対策を講じられるか検討して雷による被害の軽減を図っていききたいなと思ってます。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございませんか。6番 舟山政男君。

(6番議員 舟山政男君)

私から農林振興課と地域整備課にお尋ねしたいと思います。

11款1項2目の林道災害復旧事業費、林道単独災害復旧事業として2,340万円になっています。これの内容についてお尋ねします。

それから地域整備課には、11款2項1目の道路橋梁災害復旧費、道路橋梁単独災害復旧事業委託料として4,855万円が上がっておりますが、この内容についてお聞かせ願えればと思います。

(議長 菅野富士雄君)

館石農林振興課長。

(農林振興課長 (併) 農業委員会事務局長 館石 修君)

6番舟山議員のご質問にお答えいたします。

林道等単独災害復旧事業についてご質問いただきました。今回計上させていただいた金額につきましては2,340万円ということで、内訳につきましては単独災害復旧業務等委託料1,640万円、設計委託料700万円ということになっております。上の委託料1,640万円につきましては、7月25日の豪雨によりまして被災を受けました林道5路線41か所ほど被災したということで、そちらの復旧事業費を計上しております。

また下段の設計委託料につきましては、7月7日の豪雨によりまして中津川の林道中津川線というところで被災を受けました。その設計委託料というところで計上しております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

渡辺地域整備課長。

(地域整備課長 渡辺裕和君)

舟山議員の質問にお答えしたいと思います。

11款2項1目の道路橋梁等単独災害復旧事業の委託料4,855万円の内容ということでご質問をいただきました。委託料の内訳としましては、8月の全員協議会でもお話をさせていただいておりますが、7月の豪雨によって被災をした箇所がございますけれども、そちらの単独費による復旧事業の費用、それが1,500万円。それと公共土木施設災害復旧事業に申請するための測量設計費用がございますけれども、そちらが2,930万円になります。そのほか、今回の災害によりまして結構土砂が出ました。その土砂の処分に係る土砂捨場の管理費用としまして4,150万円ということで、そちらが主なものになっております。

以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

6番 舟山政男君。

(6番議員 舟山政男君)

農林振興課については了解しました。

地域整備課についてお尋ねしますけれど、4年災を一旦、今回の災害で一区切りとして6年災を新たに発注するというようなお話を聞いておるんですが、それはこの中に入っているんでしょうか。全協で説明を受けたときはそのようにお聞きしているんですけど、要は切れ間なく仕事をして、今回の災害復旧のための状況の中での発生した災害ということでありまして、間を置かないで仕事をしないと、それだけまた発注の間が半年以上あればその間がぶん投げられるわけですし、それからまたさらに発注してもそれが応札してもらえるかどうか分からないということになると、またまた延びるということになって災害が発生がなかなか、どこで終わったというようなことにならないんじゃないかというようなことが心配されるわけです。ですから、切れ目なくこのまま災害復旧を進めるということを考えられないもんかなという観点からお尋ねしております。

(議長 菅野富士雄君)

渡辺地域整備課長。

(地域整備課長 渡辺裕和君)

舟山議員の再質問にお答えしたいと思います。

ご質問いただいたのは、町道大平線の災害復旧の件でご質問をいただいたと認識をしておりますけれども、町道大平線につきましては令和4年度に被災した箇所につきましては盛土によって復旧ということで工事の内容をさせていただいておりました。ただ今回の大雨によりまして盛土の部分が流出をしてしまったということになっております。復旧方法について県とも相

談をさせていただきながら、どのような方法で復旧したらいいかというようなことでさせてもらっております。その中で、令和4年度と同じような内容ではまた同様に流されてしまうんじゃないかということが懸念されまして、護岸を設置したいということで今現在考えているところでございます。そうなってきますと工事が違ってきますので、一旦、今発注をしている工事につきましては完成している部分までで精算をさせていただきまして、その後、測量と設計を行って別の工事として発注をさせていただきたいと考えておりますけれども、それに当たって今の時期からですと降雪もありまして、なかなか今年度どの程度工事を進めることができるのかというところがありまして、一旦、切れ目のないようなというお話は分かるのですが、まずは一旦精査をさせていただいて、実際この新しい工事として始めるのは来年度からになるのではないかとということで想定をしているところでございます。

以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

6番 舟山政男君。

(6番議員 舟山政男君)

そうしますと、全く新しい形での設計ということになる、そういう理解でよろしいんでしょうか。そうしましたらば、その件については了解いたしました。ぜひ本当に大変だと思うんですけど、4年災の、何ですか、出来形の完成、それも細かく認めて業者のほうへしていただいて、そして、さらに引き続き6年災については間違いなく、どの業者が取るにしろ工事を進めていただけないようなことにしてほしいなと思って質問いたしました。

(議長 菅野富士雄君)

渡辺地域整備課長。

(地域整備課長 渡辺裕和君)

舟山議員の再質問にお答えしたいと思います。

早期に完成できるように努力したいと思っていますのでよろしく願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございませんか。9番 高橋亨一君。

(9番議員 高橋亨一君)

それじゃ、1点だけお伺いします。

農林振興課をお願いします。資料の6ページ、それから予算書の21ページ、生産振興事業である畑地化促進事業387万7,000円。支援目的が土地改良区からの除外決済金の支援だと。面積

が25町歩、2.5ヘクタール分とうたっておりますが、その畑地化補助金の内容と、今まで畑地化に取り組んだ面積、飯豊町でどのくらいあるのかお尋ねします。

(議長 菅野富士雄君)

館石農林振興課長。

(農林振興課長(併) 農業委員会事務局長 館石 修君)

9番 高橋議員のご質問にお答えします。

畑地化促進事業につきましては、大きく3メニューございまして、1つが畑地化支援ということで、こちらについては、畑地化をした際に1反歩当たり、今年度ですと14万円支援されるという事業、あとは2点目として定着促進支援ということで、畑地化をした際に年間2万円が5年間でという仕組み、支援制度、あと最後に3点目として産地づくり体制構築等支援ということで、こちらについては団地化ですとかブロックローテーションの体制構築ですとか、今回予算計上させていただいた土地改良に支払うべき地区除外決済金ということで大きく3メニューあるところでございます。

今回補正をさせていただいた387万7,000円につきましては、議員おっしゃいますとおり、2.5ヘクタールについて畑地化をして土地改良区から抜きたいというような申請がございました。こちらについて、県から補助金を頂きながら農家の方に支援していきたいということで計上させていただいた金額でございます。

なお、畑地化した面積でありますけれども、昨年度34ヘクタール、今年度10.7ヘクタールということで、合計で44.7ヘクタール、今のところ畑地化されております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

9番 高橋亨一君。

(9番議員 高橋亨一君)

畑地化の条件として高付加価値ある作物の作付という条件が使っているはずなんですが、そういうところは、町指導の生産物というか農産物生産のための指導はどういうふうな作物を作付させているのか、その点をまず1点お伺いします。

それから土地改良の決済金、土地改良区はそう簡単には決済金というか、農地から外すというのは土地改良では許可しないんですよね。それをどのくらい面積的に許可になったのか、その点1点。

それから、合計で相当数、畑地化になっていますが主にどこら辺が多いのか、どういう条件

のために畑地化して許可したのか、そこら辺を詳しく教えていただければと思います。

(議長 菅野富士雄君)

館石農林振興課長。

(農林振興課長(併) 農業委員会事務局長 館石 修君)

9番 高橋議員の再質問にお答えします。

先ほど作物の関係、説明が漏れておりました。作物につきましては、野菜、果樹、花卉等の高収益作物ですとか、麦、大豆、飼料作物、子実用トウモロコシ、ソバなどの畑作物ということで、畑地化する場合についてはそちらの作物を植えていただくというような必要があるのかなと思っております。

また、土地改良の除外決済金のことで質問いただきました。確かに土地改良区としては簡単に抜けてもらっては困るよということだと思います。畑地化したとしても、土地改良施設は残っているわけです。水路ですとか農道ですとか、そういったことで残っているわけですので、基本的には抜けてもらっては困るということだと思いますが、畑地化をして抜きたいという方がいらっしゃった場合に、その方の申請に応じて土地改良区でご判断いただくと。そこで抜けてもいいよとなれば町に申請をしていただいて地区除外の決済金を支援するというような仕組みになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

あと最後、3点目ですけども、すみません。何の関係でしたっけ。失礼しました。畑地化、主にどこの地区でどういったところで畑地化になっているのかという質問でありました。主に中津川ですとか、あと豊川地区の山間部の辺りが多いのかなと認識しております。なかなか、例えば今まで牧草を作っていたですとか、そういったところで田んぼに戻すということが困難な地域がございますので、地域、場所がございますので、そういったところについてはやはり畑地化をして、今回支援をいただいて畑地化に、先ほど申し上げました牧草とか、そういったもので今後作付をいただくということになるかと思います。

以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

9番 高橋亨一君。

(9番議員 高橋亨一君)

土地改良の許可が下りない、それでも畑地にしても農地ですので除外はならないというか、土地改良区から抜けられないと。抜けるためにはどうするのかなど。いや、私の地域にも、山間部のほうにやっぱり持っていて、もう水路がなくなっている、水がかけられないという農地

はいっぱいあります。なかなかそこは土地改良区から許可は下りないだろうなど。土地改良も賦課金が命ですから、賦課金で経営しているわけですから面積が減れば減るほどその分賦課金が少なくなるということで、維持管理していけなくなる問題があるので簡単にはできませんというお話が聞いてきました。そういうことで、どうしてこういう土地改良まで影響あるような制度が国で出しているのかなと思っていますけど、町としてはこういう制度をどのように思っているか、ちょっとお聞かせいただければと思います。お伺いします。

(議長 菅野富士雄君)

館石農林振興課長。

(農林振興課長 (併) 農業委員会事務局長 館石 修君)

9番 高橋議員の再質問にお答えしたいと思います。

確かに土地改良区としては皆さんから頂くお金で運営されているわけで、畑地化したから抜けますなんていうことは、簡単に言われては困るところだと思います。実際そういった申請があった場合については、町では一切判断できませんので、あくまでも土地改良区に申請をしていただいて土地改良区の判断によるものということで考えております。国の制度ですのになかなか、意見等は申し上げているわけですが、なかなか制度がひっくり返るようなことはありませんので、まずは国の制度を受け入れまして、あとは町でどんなことができるかということで検討していきたいということで考えています。

5年水張問題ということで、町、議会、様々農業団体から見直してほしい旨の要望等をさせていただいたわけですが、結果的にひっくり返らずに今の水張ルールについては受け入れるしかないという状況の中で一体何をできるのかなあと考えたときに、やはりこの農家の方が損しないようにしなきゃいけないということで、まずは今現在、畑地化をすると1反歩14万円頂けると、それ以降5年間で、年間2万円掛ける5年間頂けるということがありますので、そういったものを周知徹底して、とにかく農家の方の損にならないように周知をしていきたいということで考えております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

ほかに質問ありませんか。2番 島貫寿雄君。

(2番議員 島貫寿雄君)

伊藤課長には大変お疲れのところ申し訳ありませんが、私も健康福祉課の4-1-5の点でご質問をさせていただきます。

忘れると悪いので一番最初に冒頭にお聞きしておきます。先ほど課長の答弁の中で、今まで荘内銀行だけだったのが山形銀行という新しい金融機関の名前も出てきました。間違っておっしゃったのか本当は分かりませんが、本当に山形銀行も出てきたとすれば、それは荘内銀行と両行がタッグを組んで支援をするという意味なのか、山形銀行と荘内銀行の区分け、役割、その辺を、名前出たわけですからはっきりお聞きしたいと思います。

そして、何度も何度も説明ありましたが、5つのことに使われるんだということで提示されていることがあります。これは毎年出る固定費です。だから今年3,000万円出たとしても来年また発生するわけです。当座しのぎということは明確にそちらがおっしゃっていると。そして、珍しく町長が弱気で、これでも駄目かもしれないなんていうことを言ってしまいました。そういうリスクのあることに分かっているということは、やはりおかしいのではないのでしょうか。いろんな物の捉え方ありますけども、ちょっと頭混乱していますので議長まとめてください。

昨日おとといの新聞に、ある庄内のほうの酒造会社が倒産しています。厳しいです、今。米を買う代金も貸してもらえないんですよ、民間は。融資、これは補助金ですけども、これを融資と考えてください、この現場を。銀行の融資の審査、伊藤課長が支店長だったり、そこの支店の融資課長、こちらが役員、あるいはある会社の株主総会、私は株主、物を言う株主。こんなあやふやな提案通ると思いますか。それが民間の厳しさです。この中に3,000万円、5,000万円、1億円借金したことある人いますか。私はあります。町長は、財産のある会社だからないかもしれませんが、どんだけ大変だか分かりますか、どんだけ大変なのか。名前言ったらまずいから言いませんけども、地銀、信用組合、信用金庫、先ほど名前出ました、昔の国金です。どこが一番借りやすいか。一番借りやすいところでさえ駄目だとさっきおっしゃいましたよ。ということはもうないわけです、将来が。何で3,000万円ぐらい荘内銀行貸せないんですか、役場から頂く前に。危ないからですよ、はっきり。3,000万円が行く、荘内銀行に一旦返される、新たな融資、一番リスクがない方法です。3,000万円どうやってみんなチェックするんですか。出し入れ分かりますか。分かりませんよね。そういうことを今やろうとしているわけです。だから昨日、私はあえて今日に備えて一般質問でお聞きしたわけです。あやふやな状態で補助金が執行され、国に断ったからいいなんてそんなこと通らないですよ、民間。だから、なくしては駄目だという声がたくさんあるという、おっしゃっている議員も課長もいます。でも一方で、よく議員は重い決断をして否決してくれたという人もたくさんおられます。そういう声もあるんです。一方の声だけ取らないでください。それだけ厳しい視線で町民が見て

いることを今ここで議論されているんです。

そして、町長がこの間の全協でこうおっしゃいました。この法人をめぐる不幸な事件があったと、自殺者が出たと。何ですか、これ。またそういう人が出るという、私、物すごくどきどきと来ましたね、誰だか分かりませんよ、その日。夜考えて分かりました。しかし、その人がどういうことで自ら命を絶ったかはその人しか分かりません。またこういう不幸なことがあるよなんていうことは、政治家としては私は言うべきでないと思います。どういう意図でおっしゃったんですか、町長、それ。それもお聞きします。もう聞きたいことだらけです。

一方で、今話題の兵庫県、その中にある、ある市の市長が、今週、退任されました。何日前です。そこの市で、市の市役所の金庫から203万円、生活保護費が盗まれました。犯人は見つかっておりません。時効の数日前です。退任された市長が幹部職員が割り勘をして市に返すというのを聞いて、在任中の私の責任だから私が返すとその市長が返されました。それぐらいの気概とお聞きしたくて6月に私聞きましたけど、町長は、私の頑張った、町長として頑張った報酬だから退職金は頂くと、そういう返答でした。弱気な、やっても潰れるかもしれないと一方で言わないで、やっぱり町長、辞めたから俺知らないじゃないですよ。町長の、本当に地域医療を守るという決意は本当はないんですか。

何点質問したか忘れてしまったけれども、議長よろしくお願いします。

(議長 菅野富士雄君)

いや、丸投げされても困りますけど。

それでは、山形銀行の話は伊藤健康福祉課長から、あとリスク的な部分から含めて、その後は町長からお願いいたします。伊藤健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

ただいまの島貫議員のご質問にお答えしたいと思います。

全協の中でも荘内銀行さんだけでなく山形銀行さんからも借入れしているという話は前にもお話ししているかと思います。その中で、今回こういった債務が重なったというようなところで、今まではタグを組んでということにはなかったんですが、今回を機にタグを組んで支援するというので話を今進めているところです。こちらの荘内銀行、山形銀行さんと、あとコンサルさんというところで連携して改善計画をつくっていきたいということでお話をお聞きしておりますので、こちらについては、まず三者が絡んでというところで安心して、まずはお任せできるのかなと考えているところです。

あと支援内容についてですけれども、補助金の対象経費が固定経費ではないのかということ

ではありましたけれども、まずは、さゆりクリニックで困っているのがやっぱり人件費のお支払いができないというところが一番当座のやっぱり困っているところということでもありますし、経営に関する部分で、まずは一旦、補助金をまずは頂いて経営を、運転資金として回していくということで見ているということです。なので、単年度、まず支援していただきながら、あとは様々な改善策に乗って少しずつ改善をしていくというところを目指していくということでございますので、ご理解いただければと思います。

あと、今回否決されてしまいますと、どれだけの方々が、町民がお困りになるかというところを皆様には考えていただければなと思います。今回もし支援がならなくて、さゆりクリニックさんが閉院ということになった場合には今かかっている患者の皆さんがどこかの医院に紹介してもらわなければなりませんし、さらに医療機関が町から1つ減るとなれば、遠いところの医療機関に高齢者が様々な手段を、何とかして移動手段を考えながら医療にかからなければならぬという状況が出てくるということも踏まえて皆様に審議していただきたいなと思います。

私からは以上です。

(議長 菅野富士雄君)

それでは、町長から民間の大変さ、そして、すみません、ちょっと命の部分ですと何もここで、全員協議会で私は話をさせていただいておると思います。そんなことも含めて、個人の名誉といえますか、町民の方の部分も含めて、私はその部分の回答は要らないと思います。そんなことで、退職金のことだったり、そこらの決意も含めて町長からお願いいたします。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

町長の重責というのは、島貫議員ご指摘のとおり大変なものであり、かつ、また全ての事業がうまくいくわけではありませぬので、その都度、自分の貯金を町政の様々なマイナスについて穴埋めをしておったんでは、とても身がもたない。生活権も消滅する。しかも、これから町長になる人は、そんなことならばとてもやれませぬということでしょう。ですから、私は第三セクターの様々な借入れについて個人補償をここ16年してきましたが、それは皆様のご判断で町の債務保証とすべきであるということで、今日の大変活気ある町長選挙を迎えているものと思っております。合計で2億円近くございますので、現在三セクが借入れしている部分というのは、それを全部、個人補償でやってまいりました。ですので、町長の経営責任、行政責任について、そういうとげのある言い方で言われると、何だろうと、非常につらいものがありま

す。

私の退職金どうこうという話でしたが、そういうことに応じることはできません。はっきり申し上げておきたいと思います。もし島貫議員も一緒に自分の退職金を出してくれるというなら、私もその分ぐらいは考えてもいいと思いますが。

それと、議長から止められましたのでそのことについての話は避けますけれども、大変な苦勞をして開院したクリニックでありますので、ぜひその志はしっかりと引き継がなければいけないと思って、一旦閉館に至ったさゆりクリニックを八方手を尽くして何とか開館にこぎ着けました。それは住民の要望、住民の地域医療に対する要望にお応えしたつもりでございます。

実は、私は先ほどから非常にどういうものかなと思っておったことがありました。それは、再開院をした当時、2,200万円の町からの補助金を設定して投入しました。それは、もちろん町のお金ですから議会の承認を得たものであります。そうした頭がありますので、社会的な役割を果たすにはそういったこと、さゆりクリニックに対してももちろん当然あるものと考えてきましたけれども、できるだけ自己責任でやっていただきたいものということはもちろんであります。今回はそうもいかないということで3,000万円の今話題になっている補助金の投入についてご相談申し上げている話でございます。

とするならば、再び開院した当時の2,200万円の補助金の決定した議会のルールと、今3,000万円がなかなか難しいという、それがいわゆる事務手続上の問題で難しいとおっしゃるならば、その2,200万円した当時のルールと現在の3,000万円のルールと一体どこがどう違うのか私には今分かりません。いわゆる社会的な役割を果たしたので、今は別な金融機関や医療機関もたくさんあるからもういいだろうということであるなら、それは否決理由として分かりますが、いわゆる補助金の支給ルールとして手続論で閉じられるということになるならば、その違いをやっぱり明確にさせていただいて教えていただきたいものだなと。とりわけ、先ほどから遠藤純雄議員はそのことに焦点を当てて、これは納得できないと、こういうことでございますので。それじゃあ、あの当時の2,200万円はどのようなルールで、手続上のルールで実行されたものなのか、誤った判断をしたものなのか、そのことについてぜひ教えていただきたいものだなと思っております。

時間もたっておりますので状況が違うということであるかもしれませんが、いわゆる行政手続ですから議会の判断といっても時間がたって変わるということではいかなものかなと思います。社会的な役割であるとか手続じゃなくて、今は、それはいいんだということであれば、それは議会のダブルスタンダードもあろうかと思いますが、手続論で法改正も何もない中で、

かつてはよくて今は駄目というのは議員の皆さんの構成が変わったからということでもいいのかどうか、そこを教えていただきたい。誰に質問ということではありません。もし島貫議員がそのことについての知見があれば披瀝していただきたいと思いますし、先ほど遠藤純雄議員がそのことにこだわって話をされましたので、遠藤議員からご説明いただくのもよろしいかと思っております。現在の私の心境はそのとおりでありまして、何とか継続させたいなと思っております。

(議長 菅野富士雄君)

2番 島貫寿雄君。

(2番議員 島貫寿雄君)

議長の配慮に大変感謝申し上げます。その不幸な事件については、私は具体的なことを求めたんじゃなくて全協であっても出すべきではなかったと、その点を町長にお聞きしたままで。分かっていますか、町長。出すべきではないでしょ、そういうことは。それはいいです。

これは何度も何度もコンサルタントという話が最近出ています。でも、コンサルタントというのは中立じゃないですよ、これ。荘内銀行さん寄りですから。荘内銀行さんが見つけたコンサルタントですよ。荘内銀行がいいように出てきます、当然。町で第三者、公平なコンサルでも頼んで大丈夫だよというような、そういうコンサルじゃないわけですよ。荘内銀行がよくなるために、そういうコンサルするわけですよ、荘内銀行が頼んでいるわけですから。だから、コンサルに頼んだから大丈夫だという話は通らないです。そんなことないです、世の中。だから、いろいろ事件起きたり、何だかんだ政界においても第三者機関とかいろいろ出るわけでしょう。そんなコンサル頼んだから大丈夫ですよなんて。しかも、安心して聞くと、それでも駄目だと。そして一貫性がないのが、辞められた高橋副町長は、最初の提案の1回きりだけと町長の隣で明言しているんです。6月の定例会最終日に出たとき、町長に私お聞きしたら町長は存じ上げないと変わった。21日の全協でもう一度私が確認したら、伊藤課長はやっぱり1回きりでない云々とあなたはおっしゃった。それで隣の高橋 勝議員が聞き捨てならない。何でこんなに変わるんですか。何で変わるんですか。1回になったり、1回で知らないとか、要するに確実性とか、これでどうなるという確証がないわけですよ。もし頓挫したときは、誰が一体責任を取るんですかね。あ、駄目でして済むんですか。民間では通らない話ですね。私、行政のことよく分かりません。民間では通らないです。経営者責任、当然出ます。3,000万円も貸してもらえないんだと、もう駄目でしょ、はっきり言って。30億円じゃないですよ、3,000万円ですよ。その辺、私に分かるように説明をしてください。

(議長 菅野富士雄君)

コンサルの要求は、全員協議会で議会側から、それじゃ駄目じゃねえかと、コンサルタントを、もう頼むようなことをしないと駄目だというのは議会側だと思いますよ。それも銀行の本当の話を聞いてやっているのかから始まって、そして、じゃあということで荘内銀行さんがコンサルを頼んだと。まあ2番議員が言うようなことも分からないわけではないんですけども、そういう視点で前にも、また頭さ入れて質問をしてください。（「分かりました」の声あり）あと頓挫するって、自分が行政経験がないとはいえ今議員ですので、そこにしつかり的を絞って質問してください。（「分かりました」の声あり）伊藤健康福祉課長。

（健康福祉課長（兼）地域包括支援センター所長 伊藤満世子君）

ただいまの島貫議員の再質問にお答えしたいと思います。

今コンサルタントについてはお話ありましたけれども、荘内銀行さん寄りではないかということでお話がありましたが、銀行さんもさゆりクリニックさんを支援したいというところで、コンサルタントとこれからの業務改善計画をつくって支援をして取り組んでいきたいとおっしゃっているというところなので、荘内銀行さんとももちろんタッグを組んでコンサルの方が進めていただくのは大変いいことなのではないかなと私は思っているところです。

あと、支援の回数につきましては、皆様からも前回からもいろいろ提案がありまして1回きりで本当にいいのかとか3,000万円でもいいのかとか、そういったお話をそれぞれいただいてきたわけです。その中で最終的にさゆりクリニックさんともお話はさせていただいて、理事長がまずは当面3,000万円頑張るということを、町にも申し訳ない、これ以上の支援は申し訳ないので、まずはこの3,000万円1回きりで頑張るということをおっしゃってくださったというところがありますので、皆さんは、先ほどの遠藤芳昭議員も、まず3,000万円足りるのかとか、あと町長も3,000万円では今後なかなか大変なんじゃないのか、継続して支援しなければいけないのではないかということをいろいろ発言してくださったわけなんですけど、最終的には前回の話の中で1回きりということをおっしゃってくださったわけなんですけど、今回はまずは1回きりというところで、理事長からの話もあったとおり、このたびのみということで提案をさせていただくというようにならなっておりますのでご理解いただければと思います。

以上です。

（議長 菅野富士雄君）

先ほど逆質問ありました。遠藤純雄議員と島貫寿雄議員にということで、町長から、いわゆる今の体制になってから前の再開したときの支援の部分で、そういうことで議会側としてはど

うですかと。誰に聞いていいか分かんないけども、もし見解をお持ちでしたらというけれども、遠藤純雄議員は、答える側として、いや、だから、私はしません、答弁しませんがいいんです。であったので、島貫寿雄議員は、この次の質問のときに最初にその部分で答えてもらってから、また再度質問していただけるようにしたいなと思います。ありますか。3番 遠藤純雄議員。

(3番議員 遠藤純雄君)

町長から初めて逆質問いただきましたので、議員も逆質問いただいて一人前だという話もありますので答弁させていただきたいと思います。

令和3年ですかね、2,200万円という補助金を交付されたという話は全協の中でもお聞きしたところでありまして、その時の経過ですね。私は去年からの議員なので、まだ令和3年は商工会におりましたので全く知らないことをごさいました。そして今回もこのように経営不振に陥って、また補助金が必要だという件について初めてお話をお聞きし、それで、私も行政として、議会としてどういうことが適切なのか、どういうことができるのかということを一生涯懸命調べたわけでありまして、そこで、後で役場も議会も困らないように、まずきちんとした整理をしながら、こういうところは最低限押さえておくべきだろうということで先ほどの質問をさせていただいたということをごさいます。

ですから、どのような提案があり、どのような審議がされたのか全く分かりません。それは議事録を開いてみないと分かりませんので、町長から幾ら逆質問をいただいたとしても安易に答えるわけにはいかないのですけれども、私の基本的なスタンスとしてはそのように思って、後で町がおかしなことになってオンブズマン当たりから提訴されて困ったことにならないようにということで私は調べてお答えした、質問させてもらったつもりであります。

それで、こういう情報もあったんです、実は調べて。静岡県なんですけど、やはり困っている医療機関はやっぱりあるんですよ。静岡県で考えているのは、県の社会福祉協議会を通じて、その法人に償還に要する経費の一部を補助するという制度。その辺まで調べられましたか、失礼ですけど。そういうところをやっているところも実際あるんですよ。ですから、町長がそういうふうには先ほど政治的な判断でということでお話ありましたけれども、じゃあ実際どうやったら補助できるんだろうかということを一生涯懸命考えなければならないと思うんですよ、本当に何とかしなければならないということであれば。我々は、議会は第2次審査機関ですから、やはり議会側の立場としてきちっと審査を行いましたという結論を残さなければならないのでそのようなことで申し上げましたけれども、また余計なことを言ってしまったのですがそのよう

なことでございます。

(議長 菅野富士雄君)

後段の部分については、また別なものでひとつお願いしたいと。(不規則発言あり) いや、ちょっと時間的に島貫議員のあれが延びると思いますので、せっかくまとめていた部分が質問に集中していただくために。2番 島貫寿雄議員。

(2番議員 島貫寿雄君)

また議長から指導いただきましてありがとうございます。

先ほど町長から質問いただきましたけども、見識がなければいいという町長に救いの言葉をいただきましたので、私にはその見識がありません、正直言って。遠藤純雄君の話で町長からの質問は終わらせていただきたいと思いつつも、私がそういうことの見識がない中で考えるには、閉院から開院に至ったときの状況と、今回のように本当にとんでもない赤字を背負っている事業所に対してはやっぱり違うんじゃないかというそういう私は認識を持っていますけども。それからコンサルタントに対しては私の認識不足もありまして大変申し訳なかったと思いますけども、1つだけ確認します。コンサルタントは、これで大丈夫だとおっしゃっているんですか。コンサルタントもこれでもどうかなとおっしゃっているんですか。その点だけは確認させてください。

それと、この件につきましては新聞にも事細かく数字も出ております。そういう数字等々をご覧になった方、見ていただいて金融機関関係の方も町内にもたくさんおります。税理士さんも知り合いにたまたまおります。どう思いますかと。皆さんおっしゃる答えはほとんど同じですね、あえて言いませんけども。専門家がそういう評価をしています、その数字を見て。あれだけ出ていますから。そういうことも覆すぐらいの材料ってあるんですか、今まで話聞いてはないですけども。

それと、先ほど町長に島貫議員はできるのかと、退職金の話。残念ながら議員には退職金がありませんので、飯豊町議会が条例を変えて退職金でもつくっていただければ、3年後、私辞めれば退職金全額——いたします。退職金はありませんが、私ははっきり申し上げます。私が議員を退職するときに、さゆりクリニックが営業をやっていたら私の身の丈に合った金額を私は——します。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

すみません。政治家の——行為の、議会で(「終わってからですか」の声あり)終わってか

らでも何でも駄目なんですよ、約束しても。（「撤回します、削除して」の声あり）よろしいですか。はい、削除します。町長 後藤幸平君。

（町長 後藤幸平君）

島貫議員をお願いを申し上げたいと思います。

全協での私がお話しする内容というのは、社会に開示されている内容ではありません。一部マスコミの方が録音機を使わずに自分の耳でメモを取っているという特定の場での話でございます。現在はどうでしょうか。やっぱり議場で同時進行的に全世界に発信されている神聖な議場であり、公正な議場であり、オープンな議場なんです。その場で人の生死に関わることの内容を、過去のことであっても全協でこれだけの苦勞をしてやったものなので、みんな考えてほしいという発言を繰り返してこの場でおっしゃるというのは、それこそいかなものかと私は強く抗議をして反省をしていただきたいと思います。

以上です。

（議長 菅野富士雄君）

伊藤健康福祉課長。

（健康福祉課長（兼）地域包括支援センター所長 伊藤満世子君）

ただいまの島貫議員の再質問にお答えしたいと思います。

コンサルタントが本当に大丈夫だと思っているのかということで質問があったわけですが、当初の状況とかなり状況が大きく変わっております。お医者さんが見つかったりとか、あとは人件費の大幅な削減、1,000万円以上の削減ができたとか、そういうところで既に改善策が見えている中でのコンサルが介入というところで前向きなところを進んでいるということは話は聞いております。直接このコンサルタントの方と私は話はしておりませんが、前回のさゆりクリニックからの報告では前向きに進んでいるというところで、今後、荘内銀行さんとコンサルとで改善計画を進めながら長期にわたってまず経営を立て直していくというところで、見通しがついているからこそそういった発言があるんだと私は思っておりますので、それを信じていきたいと思います。

以上です。

（議長 菅野富士雄君）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

（議長 菅野富士雄君）

それでは、ないようですので質疑を終結いたします。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。7番 松山和好君。

(7番議員 松山和好君)

松山と申します。

皆さん、さんざん質問に加味されているんな話が出たものですから、今さらということからどうのこうの言うのも何ですけども反対の立場で意見を申し上げます。

今この中でも反対派、賛成派、たくさん、するんですけども、皆さんの思いは地域医療を何とかしなくちゃなんない、それは皆さん十分に分かっているわけですよ。その中で今の状態でいいというか、もう少しはっきりした改善案が出ないと駄目ですという、ただそれだけであって最終的には地域医療の存続に対しては誰も反対の気持ちは持っていないわけです。

ただ今回は補助金の話なんですけども、当然、補助金ですと補助金をおもらいたいという方から何か書面上で普通は手続するわけですよ。その様式にのっとった書類は全部そろえて手続をされて、それを担当窓口、担当課で審議して、不足があればこれをつけてくれとかそういう指導があって、それに応じて申請者がまた書類をそろえて出し直しするというのが普通なわけです。私は、それが仕事なものですからそうなんですけども、ただ今回は、そもそも申請人がそういう書類を出したのかさえも分からないし、今日のこの議場において、我々議員から課長に対していろんなことを聞いたんですけども、その項目というのは本来ね、本来課長なり担当者が申請者に対して言うことなんです、本当はね。それを何で我々が課長に対して言わなくちゃならないか、ちょっと、途中の1段階ないわけですよ。全てそろったものを課でチェックして、その後、当然議会にかけるというのは分かるんですけども、さっき言ったとおりにいろんな書類あるわけですよ。それを何も、何もどんとしたものでなくて、当然そういうちゃんとしたものないものですから課長の答弁も町長の答弁もあやふやになってくるわけです。そういう状況において、賛成は少なくともできない状態なんですよ、今ね。反対するにもいまいち反対する、変な雰囲気になっているわけですけども、差し当たっては、今の段階では否決しかないのかなと私、思います。

確たるものもなくね、ましてやコンサルタントにお願いしましたは分かるんですけども、その結果を待たないで、それで、議員たちというか、議会が結論を出すこと自体、そのコンサルタントの存在価値をなくすようなものであって、それではまずいかと思います。こういう手法は、最近ではいいでの森学園もそうですけどもね、全く、全く同じなんですよね。そこで町長なりに申し上げたいんですけども「せいては事を仕損じる」、「せいては事を仕損じる」、

これしかないんですよね。どんどんどんどん、確固たるものなくて、やっちゃってこける、もうこの繰り返しみたいになっているわけですよね。「せいては事を仕損じる」と、あともう一つ、「お金と何々は追えば追うほど逃げる」とこういう格言ありますけども、まさにそれに合っているような気がします。もう少し、ちゃんとそのデータなり書類なり、そろえてからもう一度、再考したほうが私はいいと思います。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

賛成討論はありますか。9番 高橋亨一君。

(9番議員 高橋亨一君)

それでは、私から賛成の討論を申し上げます。

いろんな面で施設関係、それから何が一番大切か、問題なのかということはやっぱり地域を守ることが一番だろうと思います。先ほどから皆さんが言っているように、地域医療を守るとは反対の理由はない、確かにそのとおりです。でも事実、高齢者の方、これが4割、人口の4割になる。皆さんも年々、年を取って車も運転できなくなるという状態がすごく増えてきますし、一番の問題がそういうところに医者がない。それから若い人が住むのにも、医者がないと、医療が何も無いということが一番マイナスになるのではないかと。この議会、隣接する市町村、皆さん興味を持っています。飯豊町どういうふうに判断するんだろうと見られています。ですから私は、損得、それからお金の問題と別にやっぱり人の命がかかっていますので、ぜひこれは支援してということで、支援するという考えで私は賛成をします。

(議長 菅野富士雄君)

それでは、進め方としては、討論を省略して採決に入らざるを得ないんですけどもよろしいでしょうか。(「休憩」の声あり)

それでは暫時休憩いたします。再開は予鈴をもってお知らせいたします。

(午後2時26分)

休憩前に復し会議を続けます。

(午後4時08分)

それでは、議案審議中に修正動議を出したい旨の発言がありましたので動議の内容について説明願います。ちょっと待ってくださいね。簡単に説明願います。8番 遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

私から修正動議を申し上げます。

議案第67号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算(第4号)に対する修正動議。上記の動議

を、地方自治法115条の3及び飯豊町議会会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

提案理由。

令和6年度飯豊町一般会計補正予算（第4号）に計上されている飯豊町地域医療支援事業補助金については、3,000万円を交付する事業内容とその金額に不透明な部分があることから、飯豊町地域医療支援事業補助金3,000万円を削除し、保健衛生費の補正額3,649万6,000円を649万6,000円とするものである。

令和6年9月5日。

発議者、飯豊町議会議員 遠藤芳昭、賛成者、同じく舟山政男、同じく遠藤純雄。

飯豊町議会議長 菅野富士雄殿。

以上であります。

（議長 菅野富士雄君）

ただいま私も混乱のあまり、遠藤芳昭議員ほか2名からの提出された動議の部分で、所定の賛成者がありましたので動議は成立したということ、宣言を忘れてしまいました。ここに今宣言したことでお許しいただきたいと思えます。

それでは、ただいま提案理由の説明が終わりましたので、この提案理由に対する質疑を行います。質疑ありませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

（議長 菅野富士雄君）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。5番 屋嶋雅一君。

（5番議員 屋嶋雅一君）

私からちょっと述べさせていただきたいと思えます。

（議長 菅野富士雄君）

若干ちょっとお待ちください。すみません。また間違っていました。

初めに原案に賛成の方、いわゆる今まで出されていた原案に賛成の方の発言を認めます。屋嶋雅一君。

（5番議員 屋嶋雅一君）

再度発言させていただきます。

ただいま修正動議出されましたが、私としましては原案のまま行くべきということで考えて

おります。原案で採決し、可決により、さゆりクリニックが1日でも早く環境を整えて町民に対して医療サービスができるということが一番最善ではないかと思えます。そういったことで、私は現行のまま、今日、速やかに採決をするべきと思えます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

次に、原案及び修正案両方に反対の方の発言を認めます。ありますか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

それではないようですので、次に原案賛成の方、発言がまだございますか、ほかに。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

それでは、次に修正案に賛成の方の発言を認めます。ありますか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。

それでは、討論がないと認めましたので討論を終結し、次に採決に入ります。

これより議案第67号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算(第4号)に対する修正案の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本修正案に賛成の方は挙手願います。

(挙手 多数)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手多数です。

よって、議案第67号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算(第4号)に対する修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く議案第67号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

ただいま修正議決した部分を除く原案について賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、修正議決した部分を除く議案第67号 令和6年度飯豊町一般会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

次に

《 日程第 5 》

議案第68号 令和6年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

《 日程第 6 》

議案第69号 令和6年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

《 日程第 7 》

議案第70号 令和6年度飯豊町介護保険特別会計補正予算(第2号)

《 日程第 8 》

議案第71号 令和6年度飯豊町訪問看護特別会計補正予算(第1号)

《 日程第 9 》

議案第72号 令和6年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)

《 日程第 10 》

議案第73号 令和6年度飯豊町萩生財産区特別会計補正予算(第1号)

《 日程第 11 》

議案第74号 令和6年度飯豊町水道事業会計補正予算(第2号)

及び

《 日程第 12 》

議案第75号 令和6年度飯豊町下水道事業会計補正予算(第2号)

の8案件を一括議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第68号 令和6年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第75号 令和6年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第2号）までの8案件についてご説明申し上げます。

初めに、議案第68号 令和6年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額に955万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億5,769万6,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に78万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9,749万7,000円と定めるものであります。

事業勘定の歳出の主な内容につきましては、償還金及び基金積立金等の追加であり、その財源として前年度繰越金等を追加等するものであります。

直営診療施設勘定の歳出の主な内容につきましては、備品購入費等の追加であり、それに伴う一般会計繰入金を追加するものでございます。

次に、議案第69号 令和6年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に7万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,377万円と定めるものであります。

歳出の内容につきましては、時間外勤務手当の追加であり、その財源として前年度繰越金等を追加等するものであります。

次に、議案第70号 令和6年度飯豊町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に1,957万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億8,347万7,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容につきましては、給付費準備基金積立て及び国庫介護給付費償還金等の追加であり、その財源として前年度繰越金等を追加するものであります。

次に、議案第71号 令和6年度飯豊町訪問看護特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に69万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2,157万9,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容につきましては、業務委託料等の追加及び工事請負費等の減額であり、その財源として支払基金交付金及び一般会計繰入金を追加するものでございます。

次に、議案第72号 令和6年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に65万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億3,718万3,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容につきましては、工事請負費等の追加であり、その財源として一般会計繰入

金を追加するものでございます。

次に、議案第73号 令和6年度飯豊町萩生財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入予算の組替えであります。

内容は、前年度繰越金を追加し、それに伴って基金繰入金を減額するものであります。

次に、議案第74号 令和6年度飯豊町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入予算の総額に16万円を追加し2億3,508万1,000円とし、収益的支出予算の総額に216万円を追加し2億4,239万6,000円と定めるものであります。また、資本的支出予算の総額に570万円を追加し1億1,134万円と定めるものであります。

収益的収入の内容は人件費に係る一般会計からの補助金の追加であり、収益的支出の主な内容は令和6年7月の大雨により被災した導水管仮設配管に係る委託料等の追加であります。

また、資本的支出の内容は、令和6年7月の大雨により被災した導水管の復旧に係る委託料を追加するものであります。

最後に、議案第75号 令和6年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入予算の農業集落排水事業収益の総額に11万1,000円を追加し4億2,653万9,000円とし、収益的支出予算の農業集落排水事業費用の総額に11万2,000円を追加し4億1,967万9,000円とし、生活排水個別処理事業費用の総額に317万円を追加し4,526万7,000円と定めるものであります。また、資本的収入予算の生活排水個別処理事業資本的収入の総額に1,154万9,000円を追加し2,753万9,000円とし、資本的支出予算の生活排水個別処理事業資本的支出の総額に1,500万円を追加し3,092万8,000円と定めるものであります。

収益的収入の内容は、公用車修繕に係る自動車損害共済金の追加であり、収益的支出の主な内容は浄化槽放流管の布設替に係る委託料及び合併処理浄化槽の修繕費等の追加であります。

資本的支出の内容は合併処理浄化槽設置に係る工事請負費の追加であり、それに伴う下水道事業債、国庫補助金及び受益者負担金の資本的収入の追加でございます。

そのほか、地方公営企業法適用により、打切り決算に伴う特例的収入及び支出の補正及び企業債の限度額の補正でございます。

以上、議案第68号から議案第75号までの8案件について概略を申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

（議長 菅野富士雄君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第68号 令和6年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)から議案第73号 令和6年度飯豊町萩生財産区特別会計補正予算(第1号)までの6案件を一括採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号及び議案第73号の6案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 令和6年度飯豊町水道事業会計補正予算(第2号)及び議案第75号 令和6年度飯豊町下水道事業会計補正予算(第2号)の2件を一括採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第74号 令和6年度飯豊町水道事業会計補正予算(第2号)及び議案第75号 令和6年度飯豊町下水道事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

《 日程第 13 》

議案第76号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第76号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、現行の被保険者証が廃止されることから、山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、地方自治法第291条の11の規定に基づいて提案するものであります。

内容は、令和6年12月2日から現行の被保険者証が廃止されることに伴い、山形県後期高齢者医療広域連合規約についての所要の規定の整理を行うものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これからただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第76号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第76号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については原案のとおり可決されました。

《 日程第 14 》

認定第1号 令和5年度飯豊町一般会計決算認定について
から

《 日程第 26 》

認定第13号 令和5年度飯豊町水道事業会計決算認定について
までの13案件及び

《 日程第 27 》

報告第11号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
の件を一括議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明及び報告を求めます。町長 後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました認定第1号 令和5年度飯豊町一般会計決算認定についてから、
報告第11号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてまでの
14案件について一括してご説明申し上げます。

令和5年度飯豊町各会計の決算につきましては、監査委員の審査を受けましたので、その意
見を付し、一般会計並びに各特別会計は地方自治法第233条第3項の規定により、水道事業会
計は地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付すものであります。

なお、内容の詳細につきましては、一般会計並びに各特別会計は会計管理者から、水道事業
会計は地域整備課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、認定くださいますよう
お願い申し上げます。

次に、報告第11号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告につい
てご説明申し上げます。

令和5年度の健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受けましたので、
その意見を付し、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の
規定により報告するものであります。

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないこと
から該当ありませんでした。

実質公債費比率については13.5%、将来負担比率については113.9%でありました。

また、資金不足比率については、対象となる2つの会計共に資金の不足額がないことから該
当ありませんでした。

以上、私からの報告とさせていただきます。

(議長 菅野富士雄君)

次に、上田会計管理者。

(会計管理者(兼) 税務会計課長 上田信幸君)

それでは、私から報告をさせていただきたいと思います。

令和5年度飯豊町一般会計から令和5年度飯豊町中津川財産区特別会計までの12会計の決算につきまして、これを調整し、地方自治法第233条第1項の規定に基づき町長へ提出いたしました。その決算概要につきましてご説明を申し上げます。

まず初めに、歳入歳出決算書の目次の後ろになります1ページをご覧くださいと思います。

各会計歳入歳出決算総括表になりますけれども、収入済額の総合計は109億915万5,776円、支出済額の総合計は102億1,436万4,659円となり、差引額の総合計は6億9,479万1,117円となったところでございます。

続きまして、一般会計につきましては前年度決算と比較しながらご説明申し上げます。

決算書の2ページより歳入につきまして記載しておりますが、まずは5ページの歳入合計のほうをご覧くださいと思います。

調定額は83億1,981万510円、収入済額は82億8,879万4,173円、不納欠損額は578万4,413円、収入未済額は2,523万1,924円となりました。収入済額は前年度に対しまして、率にいたしまして0.4%、3,269万3,603円の増額となっております。

続きまして、歳入の主な内容。前年度との増減額が大きいものなどにつきまして収入済額を中心にご説明申し上げます。

2ページにお戻りいただきたいと思います。

1款の町税につきましては、前年度比107.1%となります7億3,349万8,007円で4,819万9,184円の増額となりました。歳入全体に占める割合といたしましては、8.9%となっております。

税目別といたしましては、町民税が前年度比106.9%の2億8,165万5,234円で1,827万1,718円の増額、固定資産税につきましては前年度比107.5%の3億7,814万5,594円で2,648万144円の増額となりました。

軽自動車税は前年度比100%、1,449円の増額、町たばこ税につきましては前年度比110.4%で316万2,921円の増額、入湯税は前年度比111.9%で90万5,850円の増額となりました。

不納欠損額につきましては、前年度比352.1%の578万4,413円となり414万1,339円の増となったところでございます。

内訳といたしまして、固定資産税が495万1,498円で全体の85.6%を占めており、次に町民税が68万1,315円で11.8%となっております。

また、収入未済額につきましては、前年度比77.1%の2,288万8,149円となり680万6,120円の減となったところでございます。

2款の地方贈与税につきましては、前年度比100.7%の8,508万8,000円で58万6,000円の増額、その下に参りまして、7款の地方消費税交付金につきましては前年度比100.3%の1億6,681万3,000円で57万2,000円の増額になったほか、次ページにお移りいただきまして、9款の地方特例交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増額によりまして前年度比112.1%、731万6,000円、10款の地方交付税につきましては、普通交付税が増額になったものの、令和4年豪雨災害によりまして特別交付税が減額になったことから、前年度比93.9%の36億530万3,000円で2億3,262万9,000円の減額となりました。

14款の国庫支出金は前年度比93.6%の7億4,485万9,601円となり、令和4年豪雨災害に係る公共土木施設災害復旧事業の進捗による増額はございましたが、衛生費に係る災害等廃棄物処理事業費の皆減などによりまして5,110万3,567円の減額になったところでございます。

次ページになりますが、15款県支出金は前年度比159.3%の9億6,238万6,558円となり、農地等災害復旧費負担金の大幅な増額によりまして3億5,812万3,005円の増額となったところでございます。

17款の寄附金につきましては、前年度比87.5%の1億6,443万9,500円で2,342万541円の減額、18款の繰入金につきましては、前年度比77.9%の4億9,701万7,907円で1億4,072万2,734円の増額、21款の町債は、町民総合センター大規模改修事業の皆減はありますけれども、民生債における障がい者施設整備事業等の大幅な減額によりまして、前年度比93.7%となる7億680万円で4,750万円の減額でございました。

続きまして、6ページからの歳出についてご説明をいたします。

まず8ページに記載しております歳出合計でございますが、支出済額が76億7,937万382円となり、前年度に対しまして、率にして0.6%、4,487万5,512円の減額になったところでございます。

特徴的な点といたしましては、6ページになりますけれども、2款の総務費につきましては、町民総合センター大規模改修事業の完了に伴って大幅な増額があったことから、前年度比

106.4%となります14億1,557万1,393円を支出して8,551万8,660円の増額となりました。

3款の民生費につきましては、児童発達支援施設開設事業費補助金や価格高騰緊急支援給付事業の皆減などによりまして、前年度比97.9%となります14億3,589万7,808円を支出し3,136万6,590円の減額となりました。

4款の衛生費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業の大幅な減額によりまして、前年度比82.2%となります3億3,951万4,873円を支出して7,333万77円の減額となっております。

6款の農林水産業費につきましては、農業振興費のうち物価高騰対策事業の縮小などによりまして前年度比92.1%の8億965万183円の支出となり6,951万170円の減額となっております。

次ページの7款の商工費につきましては、電池バレー人材育成事業の減額や観光物産館高圧受変電設備更新事業の皆減などによりまして前年度比77.1%となります2億9,808万4,803円を支出し8,869万7,196円の減額となりました。

8款の土木費につきましては、少雪による除雪事業の減額によりまして前年度比56.4%となる3億7,497万5,379円を支出して2億8,996万9,133円の減額となりました。

9款の消防費につきましては、消防団の力向上モデル事業の皆増などによりまして前年度比100.2%となります2億8,143万3,020円を支出し61万4,368円の増額となり、10款の教育費につきましては、文化財維持管理事業の大幅な減額などによりまして前年度比98.4%となる5億3,654万5,006円を支出して855万7,527円の減額となっております。

11款の災害復旧費につきましては、令和4年豪雨災害に係る農地等災害復旧事業の増額によりまして、前年度比147.1%となります10億8,823万8,974円を支出し3億4,861万5,630円の増額となっております。

12款の公債費につきましては、前年度比108.4%となります10億325万3,986円を支出し7,802万159円の増額となっております。

続きまして、特別会計についてご説明を申し上げます。

ページにおいては、9ページから10ページをご覧いただきたいと思います。

最初に国民健康保険特別会計のうち事業勘定につきましては、歳入合計、調定額7億3,803万6,591円、収入済額7億2,197万6,650円、不納欠損額108万4,596円、収入未済額1,421万5,345円となっております。

歳出につきましては、11ページから12ページをご覧いただきたいと思います。

支出済額の合計につきましては、7億570万1,552円となりまして、前年度比98%で1,474万

6,537円の減額でございました。

続きまして、13ページからの国民健康保険特別会計のうち直営診療施設勘定につきましては、歳入合計は、調定額、収入済額は同額となります8,178万6,247円となっております。

14ページの歳出でございますが、支出済額の合計は8,161万9,885円となりまして、前年度比94.8%、450万7,207円の減額でございました。

15ページからの後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入合計が調定額といたしまして9,752万2,727円、収入済額9,741万6,727円、収入未済額は10万6,000円となっております。

16ページの歳出につきましては、支出済額の合計額といたしまして9,637万7,006円となりまして、前年度比105.1%、468万9,200円の増額となっております。

次に、17ページからの介護保険特別会計につきましては、歳入合計といたしまして調定額9億3,583万7,896円、収入済額9億3,279万8,371円、不納欠損額37万8,888円、収入未済額266万637円となっております。

19ページからの歳出につきましては、支出済額の合計が9億1,379万2,147円、前年度比98.9%となりまして1,001万2,226円の減額となったところでございます。

続きまして、21ページからの訪問看護特別会計につきましては、歳入合計が調定額と収入済額同額の1,990万7,227円でございます。

22ページの歳出支出済額の合計は1,977万6,899円で、前年度比105.5%となり103万7,081円の増額となっております。

次に23ページからの介護老人保健施設特別会計につきましては、歳入合計といたしまして調定額3億995万9,737円、収入済額3億908万2,940円、収入未済額87万6,797円でございます。

24ページの歳出支出済額の合計が3億893万2,940円で、前年度比といたしまして103%となり900万1,607円の増額となったところでございます。

25ページからの下水道事業特別会計の歳入合計につきましては、調定額4億5,912万9,338円、収入済額4億4,952万5,927円、不納欠損額95万9,049円、収入未済額64万4,362円となっております。

27ページの歳出につきましては、支出済額の合計が4億205万7,716円となりまして、前年度比96.4%、1,490万7,400円の減額となっております。

28ページからの各財産区特別会計につきましては、ほぼ例年どおりの決算内容でございますので省略をさせていただきたいと思っております。

最後に、279ページをお開きいただきたいと思います。

決算の附属書類のうち実質収支に関する調書の一般会計分についてご説明を申し上げます。

区分3の歳入歳出差引額6億942万4,000円から区分4の翌年度へ繰り越すべき財源1億1,726万円を差し引きました区分5の実質収支額につきましては4億9,216万4,000円となりました。前年度におきましては3億2,890万4,000円で行っていましたので、比較いたしますと1億6,326万円の増額となったところでございます。

地方自治法第233条の2及び飯豊町財政調整基金の設置管理及び処分に関する条例第2条の規定に基づき、区分6に記載しておりますとおり実質収支額の2分の1以上の額ということになっておりますので、2億4,700万円につきましては財政調整基金への繰入額ということになってございます。

なお、各特別会計の実質収支に関する調書につきましては次ページから記載されておりますのでご覧いただきたいと思っております。

各特別会計の実質収支額の合計につきましては5,342円となっております。

詳細はご覧いただき、ここでは省略をさせていただきたいと思っております。

以上をもちまして、一般会計及び各特別会計の令和5年度歳入歳出決算の概要の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

会議時間でございますが、会議規則で定める時間に迫っております。このまま会議を続けたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。

では、会議を続けさせていただきます。

次に、渡辺地域整備課長。

(地域整備課長 渡辺裕和君)

私から令和5年度飯豊町水道事業会計決算につきましてご説明申し上げます。

決算書の一番後ろになります。296ページの次に水道事業会計決算報告書がございますのでご覧ください。

まずは、税込みでの収益的収入及び支出につきましては1ページから2ページに記載しております。

1ページをご覧ください。

収益的収入の決算額は2億3,988万6,662円となりまして、前年度と比較いたしますと、額にして343万6,927円、率にして1.5%の増となりました。

2ページをご覧ください。

対します収益的支出の決算額は2億4,648万5,018円となりまして、前年度と比較しますと、額にして1,791万4,497円、率にして7.8%の増となりました。

次に、税込みでの資本的収入及び支出につきましては、3ページから4ページに記載しております。

3ページをご覧ください。

資本的収入の決算額は3,842万5,000円となりました。

4ページをご覧ください。

対します資本的支出の決算額は1億769万192円となりました。資本的収入額から資本的支出額を差し引き、不足する6,926万5,192円につきましては、4ページ欄外に記載しておりますとあり、当年度分消費税資本的収支調整額343万8,913円と建設改良積立金3,000万円、過年度分損益勘定留保資金3,582万6,279円を取り崩し補填したところでございます。

続きまして、各収支の明細につきましてご説明申し上げます。

26ページから30ページにかけて税抜き表示で記載しておりますのでご覧ください。

まずは26ページに記載しております収益的収入の主なものでございますが、営業収益の水道料金1億7,484万3,216円、営業外収益では長期前受金戻入益2,592万4,984円などがございます。

27ページから29ページに記載しております収益的支出の主なものでございますが、営業費用では、原水及び浄水費、給水及び配水費、総係費でそれぞれ支出しております施設管理委託料の合計で4,271万1,016円、修繕費の合計で1,409万4,731円、動力費の合計で1,839万5,445円、料金及び会計システム経費を含みます会費負担金の634万700円などがございます。

また、固定資産減価償却費として9,863万7,514円を支出しております。

営業外費用では、企業債利息として631万9,886円を支出したものでございます。

以上の結果、令和5年度の収益的収支差引き純損失は1,459万7,480円となったところでございます。前年度と比較しますと、額にして2,005万8,270円、率にしますと367.3%の減となっております。こちらは、ページ戻りまして5ページから6ページに記載しております損益計算書でも確認いただけます。

次に、29ページから記載しております資本的収入でございますが、一般会計補助金562万7,000円と災害復旧費国庫補助金2,784万8,000円と工事負担金495万円でございます。

30ページに記載しております資本的支出でございますが、建設改良費として、町道大平線導水管災害復旧工事实設計業務委託料や、大巻橋架け替えに伴う配水管布設替工事詳細設計業務委託料、小白川浄水場急速ろ過機ろ材交換・タンク修繕工事、町道大平線導水管災害復旧工事などで6,690万100円を、企業債償還金3,410万1,592円を支出したものでございます。

以上、令和5年度飯豊町水道事業会計の決算報告とさせていただきます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で説明は終わりました。

ここで、ただいま議題となっております令和5年度飯豊町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算の審査結果について、伊藤代表監査委員及び高橋監査委員から既に意見書が出されております。

この際、伊藤代表監査委員から決算審査意見書の説明を求めます。伊藤代表監査委員。

(代表監査委員 伊藤 毅君)

初めに、令和5年度は前年8月3日の豪雨災害の復興元年の年度となりました。降り始めの総雨量が椿で476ミリメートルとなり、昭和42年の羽越水害で記録した高峰の363ミリメートルをはるかに超える本町有史以来最大の自然災害となりました。通常業務を抱えながら災害の復旧、町の復興にご尽力いただいた町当局と関係者の皆様に心より敬意を表します。

それでは、令和5年度飯豊町一般会計等の監査報告の概要を申し上げます。

去る令和6年7月1日から7月29日までの期間において、令和5年度における一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計を含む11の特別会計歳入歳出決算、財政調整基金ほか20の基金の管理運用状況、さらに地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、公営企業資金不足比率について審査を行いました。

お手元の決算審査意見書の4ページをご覧ください。

一般会計及び各特別会計11会計の歳入歳出決算について精査した結果、計数は正確であり、その内容及び予算執行状況についても全般的に適正であると認められました。

5ページをご覧ください。

各会計の決算状況を見ると、全体的に歳入は予定どおり確保され、資金繰りは順調であったと思料されました。一般会計においては6億942万4,000円の剰余金、11の特別会計においても合わせて8,536万7,000円の剰余金が計上されました。

次に、14ページをご覧ください。

税及び税以外の債権の徴収状況について、当年度未収額は前年度対比で748万8,000円増加し

ており、内訳は、町税等未収金が723万5,000円減少し、町税以外の使用料等については1,472万4,000円増加しております。滞納者に対する指導と粘り強い徴収に引き続き取り組み、関係部署が連携し徴収に当たることが重要です。

16ページをご覧ください。

投資的経費の執行額は19億951万8,000円であり、令和4年8月の豪雨災害に関連する復旧事業の執行により対前年度比18.9%の増であります。義務的経費については26億4,343万6,000円、歳出決算の34.4%であり、歳出合計が前年度対比0.6%の減であります。

次に、18ページをご覧ください。

一般会計における財政分析主要指数の推移を見ると、財政力指数は0.195、実質収支比率は11.8%、経常収支比率は89.3%であり、弾力性に乏しい厳しい財政状況下にあります。

次に、基金の管理運用状況について申し上げます。

30ページをご覧ください。

関係各課から提出されました基金の運用状況調べ及び関係諸帳簿等により計数を整理し、照合した結果、正確であり、管理運用及び事務処理、預金管理、条例・規則等の整合性についても適正で良好に執行されているものと認められました。

33ページをご覧ください。

令和6年5月末日現在の基金残高を見ると、基金総額では前年度より2億8,351万4,000円少ない11億9,811万2,000円となり、前年度と比べ15.1%の減となっております。特に減債基金については、令和8年度以降に町債償還金のピークを迎えることから計画的な積立てが必要です。

次に、健全化判断比率審査について申し上げます。

42ページをご覧ください。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、いずれも適正に作成されているものと認められました。大型事業や災害復旧事業の実施に伴う地方債残高の増加により、財政の健全化を示す健全化判断比率などの指標では実質公債費比率は年々増加しておりますが、将来負担比率は改善の方向にあります。今後とも慎重な財政運営に努めていただくよう希望いたします。

次に、水道事業会計について審査結果を申し上げます。

後段の水道事業会計決算審査意見書の2ページをご覧ください。

審査結果につきまして、決算書、財務諸表、出納書類により計数と照合精査の上、その執行の考え方についても説明を求め審査した結果、決算は正確かつ適正であると認めました。

なお、貸借対照表及び損益計算書から見ても地方公営企業法第3条の経営基本原則はおおむね適正に遂行されています。

また、未収金についても徴収担当による日々の催告の成果もあり改善の傾向が見られました。

なお、令和4年8月、さらには本年7月25日の豪雨災害により菘生水源が甚大な被害を受け、その復旧に多額の資金が必要と見込まれることから、事業経営に当たっては効率的に事業を推進し費用の削減を図るなど、これまで同様に健全性の維持向上に努めてください。

最後に、決算審査における全般的な指摘事項について3点申し上げます。

46ページをご覧ください。

1つ目は、これまでの大型事業や災害復旧事業により、地方債の償還金は令和10年度まで約12億円前後で推移し償還のピーク期間を迎えます。加えて各基金残高は減少し、財政状況は悪化しております。この状況を全職員が共有し、これまでの業務内容について前例踏襲を見直し、最大限の効果と歳出削減に取り組んでください。

2つ目、町税以外の利用料や給食費、上下水道料などについて未収金の増加が見られるため、一層の効果的な収納対策が必要です。また、物価高騰による経費増加や受益者負担の原則に基づき各種料金の見直しが必要な時期と思われます。その際は、町民に丁寧な説明を行い、理解を求めるように努めてください。

3つ目です。町単独事業について、毎年、統一様式による点検評価を必ず実施し、予算要求と査定に当たり効率と向上に努めてください。また、県や国の補助事業についても、導入時は有利であっても、事業の継続性や効果、後年度負担を十分考慮の上、計画・検討をお願いしたいと思います。

最後に、一昨年、また今年の豪雨による災害復旧は、JR米坂線の一部不通に代表されるように、まだ道半ばです。加えて社会情勢の変化への対応も必要な時代となってきています。今後も町議会と町当局が一丸となり、町民の皆様と手を携えながら持続可能なまちづくりに一層ご尽力いただきますようご期待申し上げ、令和5年度決算審査報告とさせていただきます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で、各会計に関する審査意見書の説明は終わりました。

ここでお諮りいたします。

認定第1号 令和5年度一般会計決算認定についてから、認定第13号 令和5年度飯豊町水道事業会計決算認定についてまでの13案件の審査に当たっては、飯豊町議会委員会条例第5条の規定により、議長及び監査委員を除く議員をもって構成する特別委員会を設置し、これに付

託することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和5年度一般会計決算認定についてから、認定第13号 令和5年度飯豊町水道事業会計決算認定についてまでの13案件の審査に当たっては、飯豊町議会委員会条例第5条の規定により、議長及び監査委員を除く議員をもって構成する特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

これをもちまして本日子定された議事日程は全部終了いたしました。

これにて散会といたします。

大変ご苦勞さまでした。お疲れさまでした。 (午後5時16分 散会)

